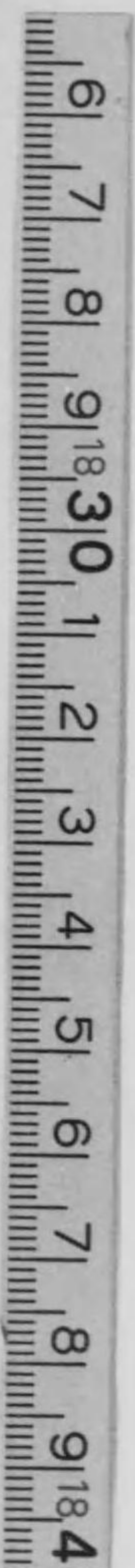


275
60



始



羽田貞義講述

民國實踐倫理講義

東京

合資
會社 六盟館

大正
3. 5. 21

丙寅

例言

一、本書は數年來余の講述するまゝ生徒をして筆記せしめしものなるが、一方には筆寫の困難にして豫定の進度を保つ能はざると、他方には一般倫理の参考に供せんとの目的より、今回印刷に附して世に公にすることゝせり。

二、本書は既に國民實踐倫理と云ふ故に能ふだけ理論を避け、日常必須の行爲に對する規範を知らしめ、常識に於て善惡正邪を判斷し得るを以て足れりとせり。されば倫理標準説の如きは僅かに其の一端を表示するに止めたり。

三、本講義の大要は、先づ吾人の本體は如何なるものなるかを説き、次に其の本體を養成する方法即ち品性修養の手段を述べ、最後に人倫道德は勿論人間百般の事業に對して應用する

の方法を畧説せり。要するに、體と用とは二にして一、一にして二、此の兩者相俟つて始めて完全圓滿なる人物なりと云ふに在るなり。

大正三年三月

講述者 識

民國 實踐倫理講義

目次

總論

第一章 本體と應用と 完全圓滿 一

第二章 本體と應用とに於ける古今の著例 四

一、孔子 二、釋迦 三、耶蘇 五―八

第一編 本體論

第一章 總論 一〇

第二章 誠 一〇

第一節 智 一三

第二節	仁	一九
第三節	勇	二二
第三章	智・情意	二七
第四章	寶鏡・寶璽・寶劍	二九
第五章	宇宙の三大法則	三〇
第六章	教育と倫理との關係	三二
第七章	良心論	三七
第八章	意志の自由	五〇
第九章	道德上の責任	六〇
第十章	制裁	六八
(甲)	道德上の制裁	六八
(乙)	法律上の制裁	七三
第十一章	道德的行爲	七五

第十二章	行爲の起原	七九
第十三章	人々其の行動の異なる所以	八五
第十四章	善行の等位	八七
第十五章	悪行の等位	八九
第十六章	本體と應用との關係	九二
第十七章	吾が國に於ける倫理の大本・忠孝一致	一〇六
第二編	本體養成の方法(自己修養の方法)	
第一章	總論	一一〇
第二章	自衛すること	一一一
第一節	生命に對する自衛	一一一
第一	自殺すべからざること	一一二
第二	肢體を切傷すべからず	一一五
第二節	身體の健康を保持増進すること	一二六

第三節	勤儉すること	一三〇
第一節	外物使用の方法(儉)	一二一
第二節	物品獲得の方法(勤)	一二七
第三章	自制すること	一三一
第一節	體慾を制すること	一三二
第二節	欲望を制すること	一三四
第三節	激情を制すること	一三五
第四章	自育すること	一三六
第一節	智能の啓發	一三七
第一節	知識	一三七
第二節	聰明	一三九
第三節	賢慮	一四五
第二節	意志の養成	一四七
第一節	誠實	一四八

第二	默 秘	一四九
第三	約束を守ること	一五〇
第四	勇 氣	一五一
第五	忍 耐	一五五
第六	恆 心	一五七
第七	忿 怒	一五九
第八	自 重	一六〇
第九	傲 慢	一六二
第十	謙 遜	一六二
第三編	應用論	
第一章	總 論	一六四
第二章	家族間の義務	一六八
第一節	總 論	一六八
第二節	親の子に對する義務	一七〇
第一節	親子の關係	一七〇

第二	親 權	一七二
第三	親權の應用	一七四
第三節	子の親に對する義務	一八〇
第一	從 順	一八一
第二	奉 養	一八六
第四節	夫婦相互の義務	一八八
第五節	兄弟姊妹相互の義務	一九〇
第三章	家に對する義務	一九二
第四章	國家に對する義務	一九五
第一節	一般臣民の義務	一九八
第一	從法の義務	一九八
第二	敬官の義務	二〇〇
第三	納税の義務	二〇〇
第四	兵役の義務	二〇一
第五	代議員選舉の義務	二〇三

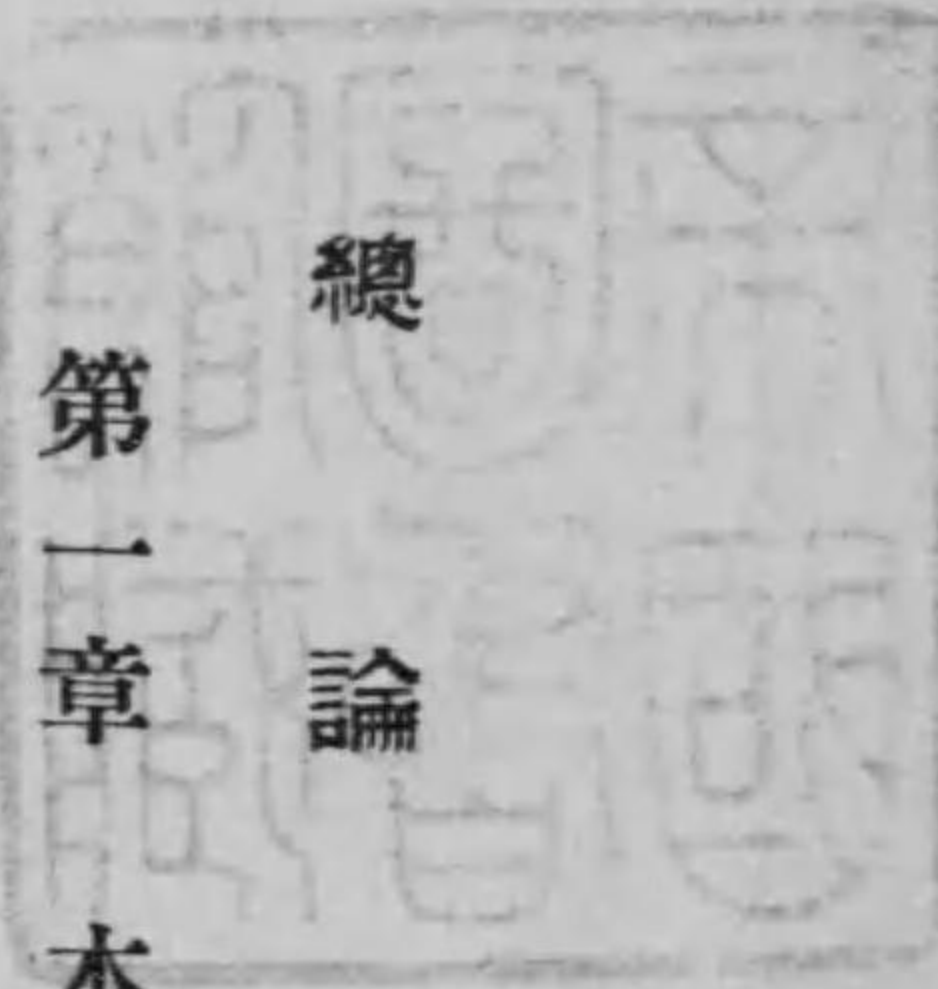
第六	教育の義務	二〇七
第七	自治體に對する義務	二〇八
第二節	格段なる職務に對する義務	二一二
第五章	公衆に對する義務	二一五
總 論		二一五
(甲)	正義の義務	二一九
第一節	他人の生命に對する義務	二二〇
第二節	他人の財産に對する義務	二二八
第三節	他人の自由及び名譽に對する義務	二三六
第四節	報酬の義務	二四七
(乙)	慈善の義務	二四八
第一節	親 切	二四九
第二節	禮 儀	二五〇
第三節	交際の平和	二五一

目次終

第四節	朋友の義務	二五四
第五節	仁惠の義務	二五八
第六節	動物に對する仁慈の義務	二六四
附	國際並に外國人に對する心得	二六六
第六章	結論	二六八
第一節	東洋と西洋との倫理上に於ける根本的相違	二六八
第二節	和魂・洋才	二七〇
第三節	道德の修練・反省	二七三
第四節	一覽表	二八〇

民國實踐倫理講義

羽田貞義講述



第一章 本體と應用と 完全圓滿

大學曰、物有本末、事有終始、知所先後、則近道矣。古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先脩其身、欲脩其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知、致知在格物。物格而後知至、知至而後意誠、意誠而後心正、心正而後身脩、身脩而後家齊、家齊而後國治、國治而後天下平。

詩曰、天生烝民、有物有則、民之秉彝、好是懿德。

盈天地之間莫非物也、人亦物也、有此物、則具此理、此所謂則也、以人言之、如目之視耳之聽、物也、視之明聽之聰、乃則也、君臣父子夫婦長幼朋友物也、君之仁、臣之敬、父之慈、子之孝、夫婦之別、長幼之序、乃則也。

斯くの如く事物には、始あり終あり、體あり用あり。人の一身に於けるも亦然り、己の智徳體の完全に發達形成せしものは體にして、人生の諸事に應じ、其の宜しきを保ちて世に處し事を理するは其の用なり。

又、日月の天に運行する、朝露の木葉に懸れる、春日百花の爛漫たる等、凡そ宇宙間の森羅萬象は、一として或理法によつて成立せざるはなし。此の理法は即ち體にして、其の萬象は即ち用なり。宇宙の萬物は勿論、人事に於ても、皆一體にして二方面あることを知らざるべからず。

今其の例を擧ぐれば次の如し。

體と用と	完全と圓滿と	天道と人道と	動と静と
正と變と	理論と實際と	理想と現實と	定則と應用と
表面と裏面と	順境と逆境と	苦と樂と	陰と陽と
積極と消極と	分業と協力と	平等と差別と	利と害と
公と私と	主觀と客觀と	動機論と結果論と	

出世間と世間と
地球の運行は終始同一なれども四時の變あり。

故に、人は、其の身を立て道を行ひ、人の人たる職分を完うせんには、理想と現實との二方面を知りて、之を其の身に體し、之を外に向つて行はざるべからず。換言すれば、人は己の本體なくんばあるべからず。又、其の本體の應用即ち身體外の事物、事變に對して、其の關係宜しきを得ざるべからず。例へば人間の本體は人を救ふにあれども、時には人を殺すこともあり。仁義の内には戦争もあり刑罰もあ

り。一切衆生濟度の内には地獄へ逐ひやることもあり。動くことあり。静かなることあり。喜ぶことあり。怒ることあり。樂むことあり。悲しむことあり。喜怒哀樂動靜の其の形に顯はるゝ所は全く異なれども、其の出づる處の本源に溯れば、即ち一の根本的の道理に歸着せざるはなし。

要するに、人は人たるの人格を具へざるべからず。此の人格の形成は本體なり。人格の高潔なるものは其の行事皆高潔なるべく、又、人格の大小は其の事業の大小を意味す。故に學生たるものは、勉めて本體を高大潔白に形成し、他日社會に立ちて、十分に之を應用せんことを期せざるべからず。

第二章 本體と應用とに於ける古今の著例

歴史に徴して、古聖人賢人君子の人と爲りを想像し、又、其の行動せ

し處を觀察するに、何れも此の本體と應用との二者の完備せるものなることは、争ふべからざる事實なり。

一、孔子

孔子の仁は、易に「天地之大徳曰生」と云へる意に基づく。故に「天地の萬物を生育せしむるの理、之を人の心に生まれつきたるを仁と云ふ」と説けり。

孔子の本體とする所所謂徳は仁なり。而して其の仁發して事物事變に應ずるや、千變萬化窮極する處なしと雖も、能く理に當り、其の宜しきを得たり。

例へば「顔淵問仁、子曰、克己復禮爲仁。仲弓問仁、子曰、出門如見大賓、使民如承大祭、己所不欲、勿施於人、在邦無怨、在家無怨。司馬牛問仁、子曰、仁者其言也訥。子張問仁、子曰、能行五者於天下爲仁、請問之、曰、恭、寬、信、敏、惠」と説き、又子曰、賜也、汝以予爲多學而識之者歟、對曰、然、

非歟、曰、非也、予一以貫之、といひ、以て其の關係する人々によりて説く所を異にせるが如き、之を證すべし。

斯くの如く、孔子の仁を説くや一定ならず、是子弟の性質、學力の多少、氣質の變等に應じて説示せしものにして、其の本體即ち仁に至りては少しも變ずる處なし。

又、子弟に孝道を説くに當りても、其の性質の異なるに隨ひて其の説く處を異にせり。

例へば、孟懿子問孝、子曰、無違。孟武伯問孝、子曰、父母唯其疾之患。

子游問孝、子曰、今之孝者、是謂善養、至於犬馬皆能有養、不敬何以別乎。子夏問孝、子曰、色難、の如し。

孔子以後の儒道に於ては、五常を以て理想即ち本體とし、五倫を以て應用即ち實行の要目となせり。

二、釋迦

釋迦は佛を以て本體とす。佛とは則ち圓寂涅槃を云ふなり。

涅槃は即ち滅度にして、滅とは一切の煩惱を解脱し滅するを云ひ、度とは般若の無礙智をいふ。故に般若の無礙智を以て、一切の煩惱を滅盡するを涅槃と云ふなり。

玄奘三藏は、涅槃を翻譯して圓寂と云へり。即ち徳の備はらざるなきを圓と云ひ、障の盡さざるなきを寂と云ふ。障とは障礙にして、人間の煩惱、悟道の障礙となるものなり。此の障礙を一切折伏して、徳の備はらざるなき圓寂の體度は即ち完全なり。小乘に於ては、自己の圓寂を以て目的となすべく教ふれども、修身即ち體是未だ以て完全なりと謂ふべからず。一層完全の本體を云へば、一切の衆生を濟度し、治國平天下即ち用二者を完うして、始めて圓滿なる佛の境界に入るを得たるものなり。

佛は一體兩面の説にして、其の兩面とは平等差別是なり。例へば人

類に老幼男女彼我貴賤貧富賢愚の別あり、煩惱に多少の差あれども、一切の煩惱を解脱して佛界に到るを得れば、只平等の一理あるのみとするものなり。

又、人類と禽獸草木とを比較するに、其の間に判然たる區別あれども、生物の生物たる理法に至りては、人獸共有、動植一致の平等の一理存するのみ。故に四書滙參にも、以其理而言之、則萬物一原、固無人物貴賤之殊、以其氣而言之、則得其正且通者爲人、得其偏且塞者爲物、是以或貴、或賤、而不能齊也」とあり。

蓋し物質的の生滅は用にして、本體は生滅なき神祕的世界に清淨なる本體を有す。故に一理、萬象を離れず、萬象、一理を離れず、或は平等、差別を離れず、差別、平等を離れず、又眞如卽萬法、萬法卽眞如」とも云へり。

薔薇も牡丹も枯れれば一つ

花でありやこそ別けへだて

三、耶蘇

耶蘇の教義に於ては、世間に居る人間は誰も彼も皆天に在る吾々の父の子なり。此の父の前には、總べての子供は平等なり。故に汝は天に存在する汝の父の完全なるが如く、汝の道德的品性を完全ならしむべしとの意にして、一體二方面中の一方面のみを説きしものゝ如し。

第一編 本體論

第一章 總論

中庸曰、天下之達道五。所以行之者三。曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也。五者天下之達道也。智、仁、勇三者天下之達德也。所以行之者一也。

又曰、好學近乎智、力行近乎仁、知耻近乎勇。知斯三者則知所以修身、知所以修身則知所以治人、知所以治人則知所以治天下國家矣。

又曰、唯天下至聖爲能聰明睿智足以有臨也、智、寬裕溫柔足以有容也、(仁)、發強剛毅足以有執也、(勇)。

孔子曰、智者不惑、仁者不憂、勇者不懼。

第二章 誠

誠は、智、仁、勇の調和一致の状態にして、中庸に、「誠者天之道也、誠之者人之道也。誠者不勉而中、不思而得。從容中道聖人也。誠之者擇善而固執之者也」とあり。故に未だ聖に至らざるものは、善を知りて固く之を執り行ふを以て誠とす。而して之を誠にする方法として、中庸に、「博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之」と云へり。

又、中庸に、「誠者物之終始也、不誠無物」とあり。これ誠は道を行ふ所以のものにして、萬物皆誠に因りて存在することを得るものなればなり。故に誠は道を行ひ事を處する所以の根本にして、本體の要約たらざるべからず。

誠とは、内外一致、知行合一の謂にして、智、仁、勇の完全なる調和を保つを云ふ。夫智ありと雖も、誠の道の上に行はざれば、却つて悪を助長するところとなるべく、仁も誠心より起るにあらざれば、僞善となり、勇も内外一致、知行合一せるものにあらざれば、虚勇たらんの

み。要するに、行ふ處、知る處と違ひ、或は事の善惡・正邪を熟考せずして、一時の情の激するまゝに行ふが如き、又善なりと知り且好みす處の事を行はざる如きは、何れも誠ならざるものなり。故に此の三者の完全に統一せられ、融和貫通して至誠となるに至れば、既に聖人の域に入りしものと云ふを得べし。吾人の行爲にして、誠より出でたらんには、必ず良心の褒賞満足する處となるべく、然らざる時は、其の擯斥を受け、苦痛を感ずることは、善人の常に經驗する處なり。

心だに誠の道にかなひなば

祈らずとても神や守らん

さして行く心の道し直ければ

なにか人めをはばかりのせき

身を守る心のせきしまさしくば

世にまがことのいかで出てこん

第一節 智

智は、増韻に「心有所知也」とあり。智とは心の明らかなるなり。心明らかなにして、人倫事物の道理に通じ、是非善惡を辨へ知りて惑はざるの徳なり。故に論語に「智者不惑」とあり。仁・勇も智によりて其の理明らか、又之を行うて誤まらざるを得るなり。周子は「通ずるを智と云ふ」と云へり。萬物に通ずるなり。朱子は「智とは分別是非の理」と云へり。分別とは、心中に善惡を分別するを云ひ、是非とは、事に臨みて是を是とし非を非とするを云ふ。大學或問曰「智則心之神明、妙衆理、而宰萬物者也」とあり。

智なければ心に善あれども之を行ふ道を知らざるが故に、強ひて行へば却つて僻事たること多し。夫の父母に能く仕へんと思へど

も、孝の道を知らざるが故に、不孝の所業となり、若しくは君に對して忠の心あれども、忠を行ふ所以の道を知らずして、不忠に歸するが如き是なり。智の大切なること推して知るべし。

益軒先生曰く、人の身に一の大寶あり、之を名づけて智と云ふ。心の光明なるは、萬の善惡、是非、邪正を辨へ知る鏡なり。若し人身に智なければ、天地に日月なく、人に耳目なく、暗夜に燈なきが如く、又家に主なく、軍に大將なきが如し。如何に天性の力量あり、忠信ありと雖も、行ふべき道を知らず、若し強ひて行はば道に合はざること多し。萬事に就きて善惡を辨へざれば、吾が身一つを修むること能はず、況んや衆人を治め、土地を治むるに於てをや。

ソクラテス及びプラトンの説に、善の履行は常に善の知識に伴ふものなり」と果して此の説の如くば、吾人は善を知るも尙之を行はずと云ふこと能はず。然るに、人の正善を放棄して之を行はざるは、

彼其の善たることを知らざるに由るのみ。故に徳は智慧にして、惡は單に無識に源因すと云はざるべからず。

此の學説は、甚だ深遠にして、眞理の大部を含むと雖も、絶対に眞理なりとは謂ふべからず。即ち實際に於ては知行一致せざるの困難あればなり。然れども、多くの場合に於ては、惡の無識に源因するとは争ふべからず。例へば蠻人の人を食ふが如き、或は未開國民が異教の徒を敵視して妄りに之を慘殺するが如き、又は生ながら人を神の犠牲に供するが如き宗教的慣例、或は開明の社會に於ても時として下等人民が暴戾を恣にし濫行を意とせざるが如き、或は傲慢にして同輩に厭はるゝを知らざるが如きは、皆其の事の惡たるを知らざるによるなり。故に若し此等の輩にして、其の事の不正不善なる所以を知るを得ば、當に之を改むるに吝ならざるべし。ヘルバルト曰く、無學と道德とは兩立すべからざるものにして、愚人

は有徳者なること能はずと。然れども、一方より考察すれば、人は自覺的に悪なることを知りつゝ之を改めざることあり。又吾人は毎日有形的に自己に對して有害なる舉動を演出することあり。例へば、某食物は健康に有害なることを知るに拘はらず、吾人は尙之を賞好し、又有害なることを現に認めつゝ、之を爲すこと少からざるが如し。故に其の行爲をして真正に善行たらしめんには、單に事の善惡是非を知るのみならず、尙他に一の勢力を要す、即ち意志の努力之なり。意志能く不善の誘惑に克つにあらざれば、真正なる善を行ふこと能はず、これ單に智のみにあらずして、一方には意志との調和を要する所以なり。

朱子曰、大學所謂致知在格物者、言欲致吾之知、在即物而窮其理也、蓋人心之靈、莫不有知、而天下之物、莫不有理、惟於理有未窮、故其知有不盡也、是以大學始教、必使學者、即凡天下之物、莫不因其已知之理而益

窮之以求、至乎其極、至於用力之久、而一旦豁然貫通焉、則衆物之表裏精粗無不到、而吾心之全體大用無不明矣。
イ、智に大小あり

智に大小あり。微細なる末事には疎しと雖も、身を修め人を治むる道に明らかなる人あり、之を小事に暗くして大體に明らかなりと云ふ、君子の大智是なり。又小事に賢く技藝に敏しと雖も、學問・道理に暗くして、身を修め人を治むるに疎き人あり、これ小人の小智にして、眞智の如く見えて其の實は眞智にあらざるなり。

又原因・結果の理を悟ることに敏くして、遠慮・深謀、其の態度沈着なる人は、大智を備へたるものにして、これに反し、眼前の出來事のみを知り、一寸前は暗夜の如く、一朝事變に際し、周章・狼狽措く處を知らざるものは、即ち小智の人なり。要するに、英雄・豪傑と云ひ、大事業家と云ふも、此の大智に加ふるに忍耐の力を以てせしに過ぎず。

口、人を知るの智、己を知るの智

孔子は、君子は人の己を知らざるを憂へず、人知らざるを憂ふと云ひ、韓非子は、智は目の如し、能く百歩の外を見れども、自ら其の睫を見る能はずといへり。智の難きは、人を見るにあらず、自ら己を見るに在り。古人の語に、人を知る之を智と謂ひ、自ら知る之を明と謂ふと云へり。人を知るは誠に難し、只智ある人能く之を知る、然れども、自ら自己の善悪を知るは、人を知るより難し、如何となれば、人各私慾ありて、自らは是とし易ければなり。心明らかに私心なく、公平のものにあらざれば、己の身を知り難し。蓋し人々吾が子の悪しきを知らざれども、他人の子を見るの明らかなると等しく、人を知ることの己を知るより易きは、私なければなり。己を見ること人を見るより暗きは、私あるを以てなり。張子韶曰、用明於内者、見己之過、用明於外者、見人之過、見己之過者、視天下皆勝己也、見人之過者、視天下皆

不知己也、此智愚所以分與。」

ハ、輕重前後を判斷するの智

物には輕重前後あり、故に同時に二個以上の行爲をなさざるべからざることある時は、能く其の輕重前後を較慮して、其の一を採擇せざるべからず。若し然らざるときは、其の結果、遂には惡たるを免がれざることあり。古來「大義滅親」と云ひ、「忠孝兩全」と云ひしは、此の場合を謂ひしなり。

第二節 仁

仁の字の扁の「イ」は人にして、旁の「二」は人と人と相遇ふ間に必要なことを示せるなり。許慎が説文に、「仁者親也、从人从二」とあり。

仁は孔子以來儒者の主張する所にして、論語に「夫恕乎所己之不欲、勿施於人」と云ひ、易に「天之大德曰生」と云ひ、中庸に「仁者人也、親親爲

「大」と云ひ、又董仲舒が「仁之爲言人也、仁之法在愛人」と云ひ、孟子が「惻隱之心、仁之端也」と云ひしが如きは、皆仁の意を説明するに足る。又、之を他物に例ふれば、春日、草木の發生、茂長するの際、吾人が愉快を感ずる、温乎たる情の如き、或は玉の物に迫らず、温潤にして光澤あるが如き、温和、慈愛の情を云ふ。故に、仁は、表面より云へば、一視同仁、平等、無差別の愛の如し。然れども、裏面より云へば、決して然らず、孔子の仁を説くや、平等、無差別の仁にあらず、禮記に、「春作夏長、仁也、秋歛冬藏、義也」とあり。孔子の仁の中には、義の意を含めり。義は宜なり。萬事、萬物に相應じて、其の理の宜しきに隨ふを云ふ。之を以て、仁は、治く人を愛するを本體とすれども、其の愛は次第階級の存するものにして、其の品即ち父母、兄弟、妻子、親戚、朋友の親疎、貴賤に隨ひて、相應に愛せざるべからず。故に、博く衆を愛するは仁なれども、小人を遠ざけ、賢人を擧ぐるも亦固より仁なり。財を施すに、其の施すべ

きか否かを考へて、施すべきものみに與ふるも亦仁なり。子を育つるに、其の惡を誡め懲らして、完全の人とならしむるも仁なり。萬民を愛するは君の仁なれども、法を設けて罪を犯せるものを罰して、多數人民の害を除くも亦仁なり。文道を以て人を愛撫するは仁なると共に、武道を以て人を威嚇し、敵を討ち亂を平ぐるも仁なり。然るに、俗人は、仁の一面の行爲のみを見て、仁愛の人となし、他の一面のみを見ては、或は不仁の人となすものあり、是大なる誤なり。これ其の一を知つて、未だ其の二を知らざるものと云ふべし。

悪しとて打くにあらず、雪の竹

又、之を天道に比すれば、春夏は仁なり、元亨、木火は仁なり。春夏は萬物を生育し、木火亦能く萬物の發育を助く。然れども、秋冬、金水の働きありて、萬物始めて成就を遂げ、其の功を遂ぐるものにして、これ即ち義なり。

要するに、仁の本體は博愛にして無差別なり。故に韓退之は「博く愛するを仁と謂ふ」と云へり。差別階級を立て、其の宜しきを得るは義にして、即ち仁の應用と云ふも不可なかるべし。孔子の仁中には義を含み、體用の二方面を有せるものにて、世の所謂博愛主義又は兼愛主義とは大いに異なるものなり。

第三節 勇

勇は意志の德稱にして、所謂ヘルバルトの完全多方統一なり。左傳に「死而不義非勇也、率義之謂勇。」禮記に「臨事而屢斷勇也。」論語に「仁者必有勇。」家語に「君子立義以爲勇。」孟子に「昔者曾子謂子襄曰、子好勇乎、吾嘗聞大勇於夫子矣、自反而不縮、雖褐寬博、吾不憚焉、自反而縮、雖千萬人、吾往矣。」荀子に「義之所在、不傾於權、不顧其利、舉國而與之、不爲改觀、重死持久而不撓、是士君子之勇也。」又曰「權利不能傾

也、群聚不能移也、天下不能蕩也、生乎由是、死乎由是、夫是之謂德操、德操然後能定、能定然後應、能定能應是之謂成人」と云へり。勇とは、志操の固定、行爲の強固なるを云ふ。佐藤一齋曰「憤一字是進學機關、舜何人也、予何人也、方是憤」と。又曰「人一生所遭、有險阻、有夷坦、有安流、有驚瀾、是氣數自然、竟不能免也」と。

勇は人をして能く困難に堪へしむ、それ人生の價值ある事業は、一として幾多の困難の之に伴はざるはなし。故に人若し困難に對して、屈撓せず挫折せず、剛毅以て其の素志を貫く勇氣なくんば、何事も成就すること能はざるべし。古今一事業を成功せし人を歴觀するに、皆百折不撓の概あり、其の抱持する處堅牢、志を立つること確く、勇往邁進、一敗を以て其の銳氣を挫かず、然る後期望する處の事始めて成就せるにあらざるはなし。凡百の藝術は勿論、人の聖たり賢たる所以、其の成否全く自身の勇氣に存す、決して他人の關する

事にあらざるなり。

イ、大勇、小勇、又真勇、僞勇、又小勇を匹夫の勇、血氣の勇と云ふ。

大勇とは、深慮遠謀ありて、目前の利害に惑はされず、能く事物を處理するの勇なり。孔子曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也、必也臨事而懼、好謀而成者也。孟子答齊宣王曰、王請無好小勇、夫撫劍疾視曰、彼惡敢當我哉、此匹夫之勇、敵一人者也、王請大之、詩云、王赫斯怒、爰整其旅、以遏徂莒、以篤周祜、以對于天下、此文王之勇也、文王一怒而安天下之民。韓退之曰、古之所謂豪傑之士、必有過人之節、人情有所不能忍者、匹夫見辱、拔劍而起、挺身而鬪、此不足爲勇也、天下有大勇者、卒然臨之而不驚、無故加之而不怒、此其所挾持者、甚大而其志甚遠也。佐藤一齋曰、鍋内之湯、蒸成水蒸氣、氣漏於外、則湯滅、以蓋塞之、則氣不能漏、化露滴下、湯乃不滅、人能窒小勇、則心身並得其養、亦如此。真勇は誠意より來る。大學曰、誠其意者、毋自欺也、如惡惡臭、如好好色、

此之謂自謙、故君子必慎其獨也、小人間居爲不善、無所不至、見君子而后厭然、揜其不善而著其善、人之視己、如見其肺肝然、則何益矣。中庸曰、心廣體胖、故君子必誠其意。と。

古語に、渴しても盗泉の水を飲まずと云ふことあり。其の他、節操と云ひ、廉潔と云ひ、義を守ると云ふも、亦勇の發顯に外ならず。列子に「東方有人焉、曰爰旌目、將有適也、而餓於道、狐父之盜曰丘、見而下壺餐、以饋之、爰旌目三饋而後能視、曰子何爲者也、曰我狐父之人丘也、爰旌目曰、嘻、汝非盜邪、胡爲而食我、吾義不食子之食也、兩手據地而嘔之、不出、喀喀然遂伏而死」とあり。これ義を守りて固く執りたるものなり。然し如何に勇者なりとも、己の力量に及ばざること、は決して之を希望すべからず、何となれば、之を希望して益なきのみならず、却つて其の志操を混亂せしむるの弊あればなり。孟子曰、不爲也、非不能也、挾太山以超北海、語人曰我不能、是誠不能也、爲長者折枝、語人曰我

不能、是不爲也、非不能也。」と。

何事も成らぬと云ふはなきものを

成らぬと云ふは爲さぬなりけり

成せばなるなさねばならぬ何事も

成らぬは人の爲さぬなりけり

口、積極的勇、消極的勇

積極的勇とは進取果斷剛毅等にして、又之を能動的勇と云ふべく、消極的勇とは克己忍耐自制等にして、又之を被動的勇と云ふべし。易曰「知進而不知退、知存而不知亡、知得而不知喪、其唯聖人乎、知進退存亡而不失其正者、其唯聖人乎」と。

ハ、客觀的意志、主觀的意志

客觀的意志とは外物の誘導によりて起るものにして、例へば小兒の願望傾向及び情慾に基づき動搖定まらず、其の發作の狀況も急

激猛烈なるが如きを云ふ。

主觀的意志即ち命令的意志とは、やがて吾人の良心と名づくる大勢力となりて、吾人を支配するに至るものなり。此の主觀的意志の自由は、即ち品性の陶冶せられし人に於て之を看るべし。

二、人の意志には二方面ありて、此の二者は往々相抗爭す。

即ち一は策勵し、勸戒し、禁制せんとし、他は娛樂を約して誘惑し、苦痛を示して恐嚇せんとす。聖ポールの書中に「肉の慾は靈に逆ひ、靈の慾は肉に逆ひ、二者互に相抗爭す」と。

第三章 智・情・意

人の精神作用を智・情・意の三に分つと雖も、其の根本たる心は一なり。何となれば、知識を離れたる欲望なく、又欲望を離れたる意志なきを以てなり。故に倫理的行爲に於ては、此の三作用の調和一致を

求めざるべからず。即ち其の知る處と行ふ處とを一致せしめ、或は事の善惡・正邪を熟考せずして、一時情の激するまゝに行うて、後に其の不統一を悔い恨むが如きことのなからんことを希圖する等是なり。

然れども、智によりて道理を明らかにし、善惡・正邪を断定し、意志によりて其の断定する處に従ひ、之を決行するものなれども、時には感情の之に加はりて、往々意志の作用を誤まらしむることあり。之を以て、倫理に於ては、意志の正用を肝要とす。如何となれば、意志が體慾を制御するに由つて身體の健全を保つことを得べく、意志が非理の欲望を制御するに由つて不正の行爲を避け、正實・善良の行をなすことを得るものなればなり。世の所謂常識若しくは人格とは、何れも此の三作用の圓滿なる調和・發達を意味するものにして、之に高下・大小の別あるは、其の調和・發達の程度に高下・大小あるに

よるなり。

第四章 寶鏡・寶璽・寶劍

吾が皇祖の三種の神器即ち寶鏡・寶璽・寶劍を以て皇位繼承の御寶となし賜ひしは、吾々臣民たるもの、深く其の規模の宏遠・深厚なるに感佩し奉らざるべからざる事なり。

寶鏡は智にして、物の善惡・正邪は之に映ずる形によりて判定するを得べし。其の心鏡の如く明らかなるときは、人誰か邪道に迷ふことあらんや。故に荀子は「聖人之心如明鏡」と云へり。

寶璽は玉なり。玉は以て仁に比すべし。仁は春風吹きて草木の萌芽を促すが如き温乎たる情なり。

寶劍は所謂勇にして、一刀兩斷、其の正邪を決定して變ずることなき徳を有するものなり。

第五章 宇宙の三大法則

獨立則、共同則
調和則

宇宙間の萬象を達觀するに、何事も獨立・共同・調和の三大法則に依りて支配せらるゝものゝ如し。即ち或一面より看れば、宇宙の森羅萬象即ち動植・金石・草木等は個々各別に生存し、各自夫々の規律に従ひ、己より外に物あるを認めず、所謂天上天下唯我獨尊の如くなれども、亦他の一面より觀れば、此等森羅萬象は互に相依り相關係し、一物として孤立獨存するものなし。然りと雖も、或は獨立にのみ偏し、若しくは共同にのみ偏するときは、之が爲に差別にのみ走り、又は平等一致にのみ傾きて、其の調和・秩序を缺くの恐れあり、是獨立に偏らず共同に流れず、獨立の中に共同を存し、共同の中に獨立を存し、能く兩者の平衡を保つ所の調和則を必要とする所以なり。次に其の例を擧げて、三大法則の宇宙に行はるゝ所以を述べ、以て

吾人日常行爲の規範に資せんとす。

- 一、天體
- 二、吾が太陽系統の諸星
- 三、地球上の萬物
- 四、人類社會の組織
- 五、一生物の組織
- 六、心意の諸作用

以上の如く、宇宙は三大法則に依りて支配せらるゝものなれば、吾人人類も亦此法則に依りて支配せられざるべからず。故に自愛の極に走らず、自己を失ふの極に陥らず、能く之を調和して秩序あるしめ、自己が發展・成功の途は、之を個人的に、家族的に、社會的に、國家的に求むることを知らざるべからず。殊に吾が國に於ては、小なる自己の發展と國家の發展とは、大なる大和民族たる自己の發展を

ることを忘るべからず。

誠
智 鏡
仁 情
勇 意 劍

忠
獨 立 則
共 同 則
調 和 則

天地自然の間に行はる、誠を以て中と爲し、人間の精神界に行はる、誠を以て忠と爲す、忠は中に象りたるものなり。

第六章 教育と倫理との關係

教育の定義に就きては、其の區域の廣狹によりて各異なり。廣義に於ては、學校教育の外、家庭、社會、及び自然等の教育を含むものなれども、通常、教育とは、狹義の教育即ち學校教育を云ふ。蓋し學校教育の主とする所は、多くの教育書にあるが如く、一定の目的を立て、被教育者を之に到達せしむるに在りて、其の目的は即ち倫理學の示す所のものなり。

されど、倫理學上道德の標準に就きては、古來數多の說ありて、未だ

一定せず。例へば善惡、正邪を判定すべきものは、神意若しくは神意を受けて人民を支配する君主あるのみと稱する神意說あり(耶蘇教、回教、猶太教)或は快樂を以て標準とし、苦即惡、樂即善にして、吾人が善を求め惡を避くるは、其の實、苦を避け樂に就くの本心に外ならずとするものあり。斯く快樂と幸福とを同一視するを以て、一に之を幸福說と云ひ、又眞の實利は快樂なりと解するが故に、實利主義或は功利說とも云ふ。即ち希臘のデモクリタス之を首唱し、アリスタツパスよりエピキュラスに至りて精神上の快樂を重しとし、肉體上の快樂を下等とせしが、ヘルプエシウス、ガツセンデー、ホツプスの如きは自利、自愛を以て正道とし、自存を以て萬物の原則と定め、他人の爲になす行爲の如きも、其の實、自己を利せんが爲なりと云ひ、又ベンザム、シツヂウィツクの如きは、最大多數の最大幸福を以て目的とせり。又吾人生活の眞意は、内部の關係をして外部

の關係に適應せしむること、即ち環境に順應せんとする努力を要するものにて、此の順應を増進する行爲は快樂を生じ、之を阻碍する行爲は苦痛を生ずるが故に、道德の最高の目的は此の苦痛を軽減するに在りと云ふ進化的快樂説を唱へしスペンサーの如きあり。或は又快樂説正反對の制慾説若しくは禁慾説、合理説と名づくべきものあり。即ち總べての罪惡は慾情の満足より生ずるものなれば、人は理性的生活を営み、理性の圓滿に活動する生活が人間終局の善なりとなすものにて、此の説はアンチセニースに始まり、ゼノー大いに之を唱へ、カント之を大成せり。

其の他尙數多の説あり、隨つて教育の目的は何れの説に依りて決定すべきかは大いに惑ふ處なれども、教育を必要とする點より之を約説すれば、教育の目的は、確乎不拔の道德的品性を陶冶するに在りといはざるべからず。道德的品性とは、道德的識見、即ち善惡正

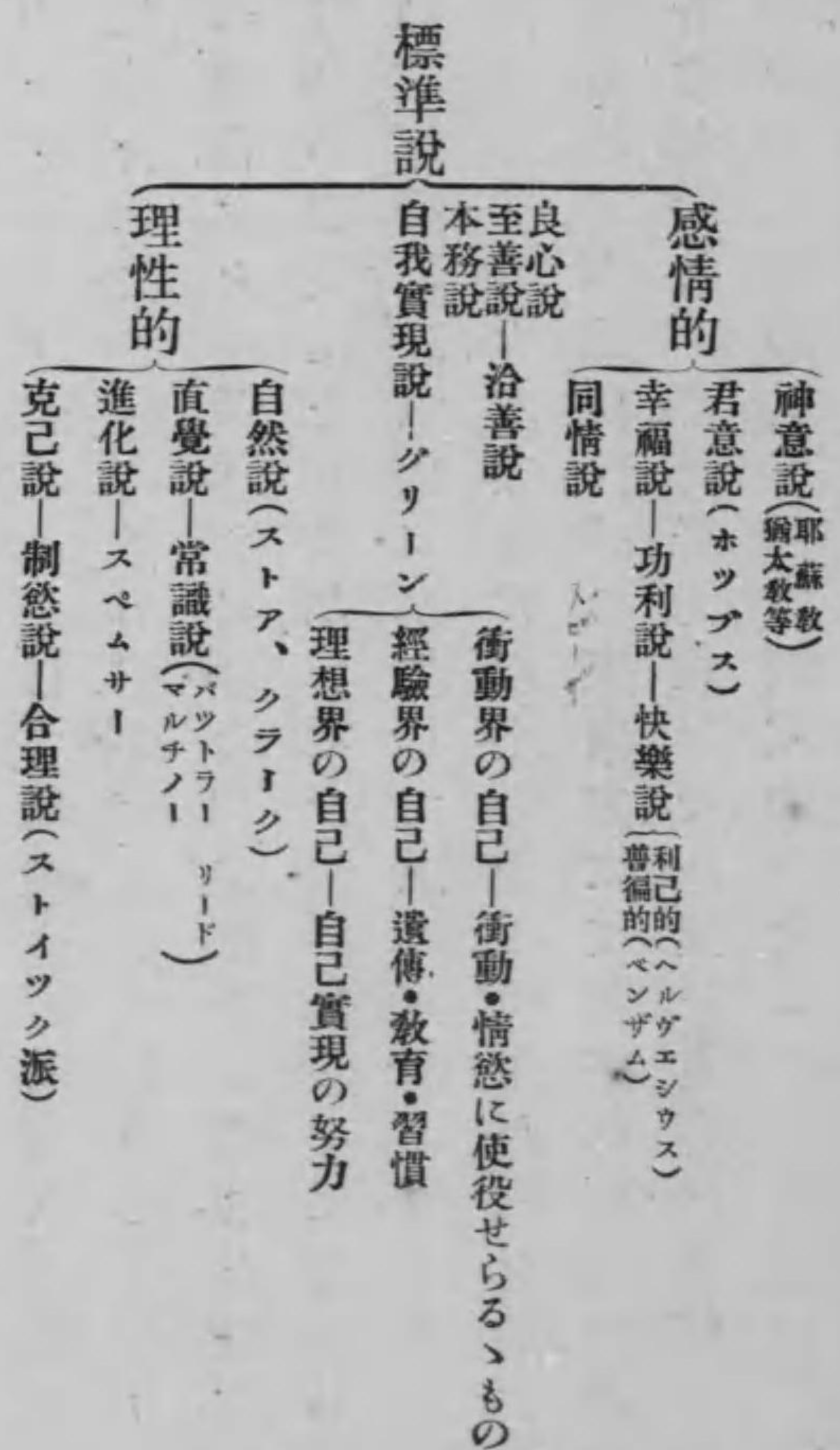
邪の概念、及び行爲の善惡、正邪を判斷する處の判斷力と、其の判斷したる善を好み惡を惡むの情操と、及び善なりと判斷せし行爲を行ひ惡なりと知れる行爲を行はざる處の意志の完成とを云ふ。此の品性完成せば、如何なる場合に遭遇するも其の操を變ぜず、能く萬事萬物に應じて其の本分を誤まることなく、以て君子となり、成徳の人となることを得べし。

此の品性の完成したるものは最高無上の成人所謂聖人にして、各人果して實際に此の境界に迄達し得べきか、又學校教育の期間中に於て果して能く此の境界にまで達し得べきか、大いに疑なきを得ず。何となれば、若しよく達し得るものとせば、世上罪惡を犯すものなき理なればなり。故に品性の完成は、單に教育の理想的目的なりと云はざるべからず。然れども、各人をして究竟の目的を立て、平素に於ける總べての目的を一に歸向せしむることによりて、子弟

の心に道德的實質を附與し得べく、而して此の附與せられたる道德的實質、即ち道德的概念、及び判斷力が、未だ全く吾が物となり吾が身に體すること能はざる間は、種々の障碍の爲に銷磨せられ、反對の爲に弱めらるゝことあり。故に教育者は、一定の主義に於て教育するは勿論、其の主義をして生徒の心中の骨髓となり得る迄深く心に入らしめ、學校教育を終りて、獨立獨行の時代に當り、其の既に得たるものを以て、人事の誘惑、世路の艱難に處し、其の取捨行動を誤まらず、且此の經驗によりて益、其の守る處を鞏固にし、終に成徳の人たるに近からしむるを期せざるべからず。

要するに、倫理學の目的は、各人をして、純潔・健全・圓滿なる理想を形成せしめ、因て以て之に到達せしむること、即ち現實ならしむるに在り。

倫理標準説の概要



第七章 良心論

良心に就いては、古來種々の説あり。ヒューム氏は、良心は吾人の理性と感情との兩者に其の根柢を置くものとせり。即ち其の一部分

は吾人の理性より成り、他の一部分は吾人の感情より成立すと。アダム、スミス氏は、良心は同情・同感にして、此の者は自然に吾人の性中に存するものなりと云ひ、ハートレー氏は、良心の起原を觀念聯合の原理によりて説明せり。即ち人の精神は、生まれたるときは唯物を感じる感覺のみにして、成長するに隨ひ、其の感覺が種々様々に結合して各種の作用を生ず、而して其の感覺より想像を生じ、此の想像より欲望即ち自分の利益にならんことを欲し、如何にせば自分の利益になり、又如何にせば自分の損になるかの考を起し、其の慾が段々聯想にて變化して、遂に同情と稱するものに變ず。即ち自己の望むものは他人も之を望み、他人が損をなすか又は苦痛に陥ることあれば、自分の想像力にて苦痛ならんことを思ふに至り、斯く漸次進んで同情・同感となり、遂に良心と名づくるものとなる。必竟其の始めは自己の私慾のみなれども、漸次發達して私慾を捨

て、良心となるものなりと云へり。又スチーブン氏は、良心は種々の本能が社會的關係に因て醇化せられたる働きの全體にして、之を歴史的に觀察すれば、極めて單純なる諸本能より發達せしものにして、進化の理法によりて漸次發達せしものなりと。又ミューアヘッド氏は、良心の内容に就きて曰く、「社會は良心の働きに依つて進み、又一方には良心は社會の爲に維持せらる。即ち良心は社會の制度の存在に依つて發達し、又社會は良心に依つて解釋せらるゝものなり」と。又チュキー氏は、良心に就きて次の如く論ぜり。正邪・善惡を判斷する良心は、一種特別の能力にあらずして、唯智力作用の一種と見ることを得べし。即ち同一なる精神が、事物の性質或は關係を判定するときには之を智力と稱し、又其の人間相互の關係を判定・處理するときには特に之を良心と云ふ。今智力の方面より

良心の發達を三段を分つ。

一、模倣的良心

道德的社會には各特有なる制度ありて、此の内に生まれ來る幼年者は、絶えず精神上に其の感化を受けざるはなし、即ち道德社會は、其の力のあらん限り、諸種の方便を用ゐて幼者を戒め、或は刑罰賞與、非難等の形を以て幼者の猛省を促がし、斯くて、幼者の心に斯々の事は爲すべく、斯々の事は爲すべからずとの確信を生ぜしむるに至る、其の心は社會の制裁(陶冶力)によりて形成せられたるものと云ふべし。

二、遵守的良心

少年の心は、其の始めは全く受動的にして、外圍の事情に感化せらるゝと雖も、經驗を重ねるに隨ひ、漸く自ら思考の力を養ひ、多少自動的に社會の秩序の何者たるかを判斷し、終に自ら之を是認するの

時期に到着すべし、即ち此の時期に至れば、少年は自己と社會とを連絡し、己は社會の一員たることを自覺し、社會の利害を以て直に己の利害となし、忠誠に之を遵守せざるべからざることを確信す、若し模倣的良心發達して茲に至らざれば、徒に奴隸的心情を醸さんのみ。

三、獨立的良心或は批評的良心

智力は、唯社會の組織制度を自己に了解するのみならず、之を批評するの作用を有するものなり。家族或は財産に關して何故斯くの如き制度あるか、現今の制度は果して能く眞正なるものか、或は改良を要するものなきか、又今日の社會に順應する眞の精神とは如何なるものなるか、此の眞の精神に協へる行爲とは如何なるものなるか、これ智力の反省・批評の結果として來る處の問題なり。かくて能く其の眞偽を考査し、取るべきは取り、捨つべきは捨て、益至眞

の境遇に近づかんとし、獨立して思考し、其の判断を誤まらず、遂に至善の域に到達せんとするものなり。これ孔子の所謂「三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知る」の類なり。然れども、茲に最も注意すべきは、良心は各人が各人別々に所有するものにして、良心には自由あり、自己の善と認むる處のものは、皆良心の指揮命令なりとの思想は、大いに社會の道德をして混亂せしむる弊あることは是なり。即ち良心は、人間の至性に基づける客觀的、共同的の法規にして、一私人の有にあらず、隨つて其の從屬せる國家、社會の歴史的發達と、又現世を貫通する社會の理想如何に關するものなれば、若し此等に根柢を置かずして、妄りに各人の私見を立つべしと考ふるは大いに不可なり。何となれば、余は余の正しと考ふる所に從はんとの自信は、一種確固たる品性を示すもの、如く見ゆると雖も、其の弊や、往々私意を立て、頑冥を成し、徒に私情

を恣にするの辭柄となるものなればなり。故に其の人にしてこそ可なれ、之を以て各人皆然りと爲すことは、到底云ふこと能はざるものと云ふべし。

然し、良心は徒に現世の慣習、傳説を反復履行するに止むべからず、如何となれば、現世の慣習、傳説は如何に完全なりとも、人間社會に存する交際、其の他の諸關係を説き得て、全く其の宜しきを得たるものなりと斷言すること能はざればなり。蓋し道德は進歩し得べく、又進歩せざるべからざるものなる故に、之を認めざる道德の教は、眞正のものと云ふ能はず。如何にせば、一方には私意の放肆を去ると共に、一方には傳説に盲従することを避くることを得るか、是に於てか批評的良心に依らざるべからざるを見るなり。批評的良心の根柢とする所は、現存せる社會、國家の中より其の最良なる精神を抽出し、一の理想を形成し、之を以て現存せる制度、組織を調査

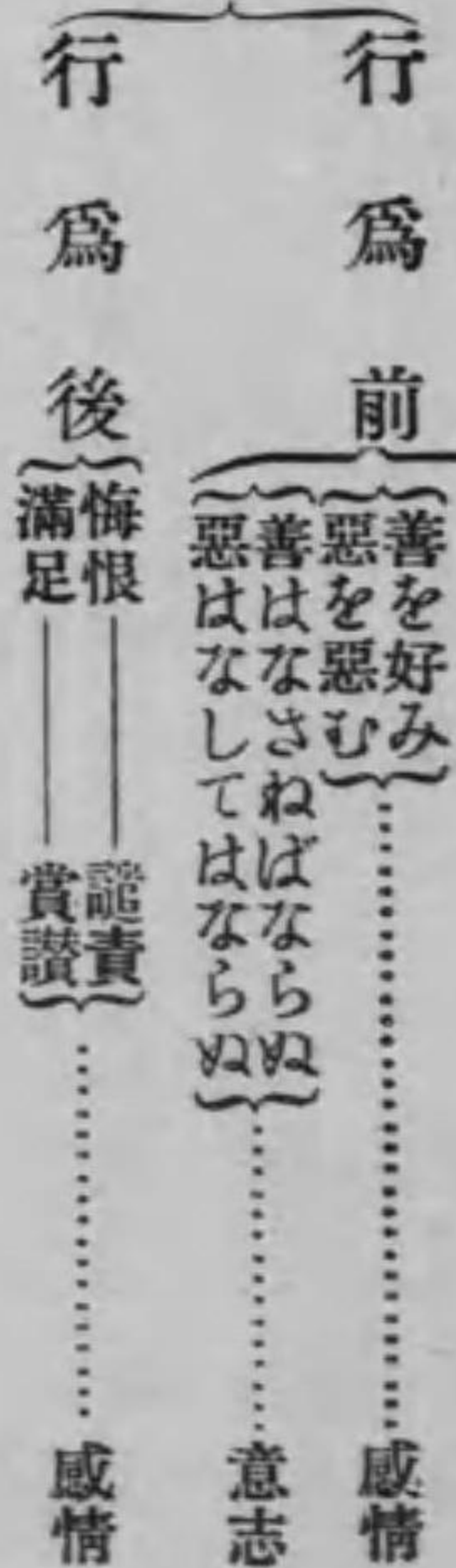
し、批評し、改造するに在り。批評的良心が、社會國家を批評し上下する所以の理想標準は、一私人に屬せずして、社會國家の中より抽象し來りしものならざるべからず。即ち社會國家の最良の理想標準によりて、社會國家の現状を判定するに在り。

要するに、良心は個人の内に在る社會の心と云ふを得べし。故に良心の呵責とは、通常、個人的自己が個人的自己を責むるものなりと解釋すれども、其の實は、大なる社會より成れる自己即ち社會的自己が、單獨なる自己即ち個人的自己を責むるものと云ふべし。

又良心は、吾人の心中に存する一種特別の能力にあらずして、心意全體の作用、即ち智情意三作用の協同一致より生ずるものなり。故に良心は、其の行爲の前後に於て、少くも次の如き作用をなすものなりとす。

〔善惡の判断〕……………智力

良心



要するに、良心とは道德的意識にして、心意が道德的現象と呼べる特有の現象、即ち善惡正邪の行爲を對象として發作する場合を呼ぶものなり。

良心と眞理との關係に就いて考ふるに、良心は必ず眞理と符合するものにあらず。何となれば、印度の土人は吾が愛兒をゲンヂス河に投ずるを以て良心と思ひ、野蠻人は人骨を以て裝飾するを良心とすればなり。故に良心の命令の當否を明らめんと欲せば、先づ其の命令の出處たる知識の當否を明らめざるべからず。而して智力が眞理を見出す毎に、良心は其の眞理に従ふ習慣を養ひ、遂に良心

と眞理とを符合せしめざるべからず。

良心の内容に關しては、上來述べしが如し。今其の由來に關して、進化論者の説に従へば、良心は後天のものにして、經驗と遺傳とによりて、他の劣等の情又は劣等の慾は淘汰・洗滌せられ、漸次進化・形成せしものなりと。尙之を詳言すれば、吾人は宇宙萬象の間に立ちて、又自他萬人と共に棲息して、千種萬類の事物を經驗するに當り、共同利他の行爲は之を善と認め、否らざるものは之を惡とし、斯くて因習の久しき、人々の習慣となり、其の人の心意に固着するに至る。一旦習慣となりしものは子孫に遺傳し、遺傳したるものは復經驗によりて養成・發達せられ、其の養成・發達せられたるものは再び遺傳し、經驗より遺傳、遺傳より經驗、代々相累ね、幾千年・幾百時代を經過したる後に至りては所謂天性となり、殆ど其の由來を知るべからざるに至る。故に吾人は、物に觸れ事に接して其の行爲を決定す

るに當りて、客觀的若しくは相對的に正邪・利害を計較して、後之が善惡是非を決定するを要せず、直に主觀的若しくは絕對的に事の是非・善惡を決定し得るものなり。

又天賦論者は、人類創生の時より既に良心を有するものにして、後天的のものにあらずと。これ天命論者の常に唱導する處なり。

良心は、天賦論と進化論とに拘らず、又内容の如何に拘らず、各人之を具有するものとせば、吾人の日常の行爲に於て其の方向を誤まることなかるべきなり。然るに世の實際に於ては、不徳・不義の行爲を爲すもの多きを認むるは何故なるか。それ萬人悉く純潔にして健全なる良心を有するものとせば、世に不徳・不義を行ふものなき理なるに、現今の人間社會に於ては、各人の良心悉く健全ならず、又純潔ならざるもの多く、假令良心の健全なるが如く思はるゝものも、恒に之を保持して毫も變ぜざるもの甚だ少し、是世に不徳・不義

のものゝ絶えざる所以なり。

次に良心の健全・純潔ならざる状態を擧ぐれば、

一、良心の迷誤(一時的)

善事は必ず爲さざるべからず、悪事は決して爲すべからざることを命令・指揮するは、良心の本分なるが故に、吾人が善悪・正邪の岐路に踏み到る毎に、良心に質して、其の指揮する處に従ひ之を決定すべきなり。然るに吾人は、往々陋劣なる體慾若しくは熱情の爲に、一時良心の明を蔽はれて、詭辯・僻理却つて其の勢を逞うし、良心をして其の判断を暗昧ならしめ、遂に不善・不正に陥らしむることあり。

二、良心の衰耗(永久的)

體慾又は私慾・熱情の爲に良心の命に背くこと屢なれば、遂には悪事をなして疚しきを覺えざる習慣に陥ることあり。斯くの如きは、良心の勢ひ銷磨し、善悪是非を辨別すること能はざる悪徳を養成

せしものと云ふべし。世の屢、悪事を爲して悔悟せざるものは、斯かる癖習となりしものなり。

三、良心の未熟

人の悪を爲すは、必ずしも良心の判断を蔑視したるにあらず、良心の發達未だ十分ならず、其の悪なる所以を知らずして之を爲すことなきにあらず。例へば小兒の不作法の行爲の如きは、必ずしも惡意ありて爲すにあらず、全く惡行たるや否やを辨別するの能力なきに由るなり。

四、良心の疑惑

吾人が千變萬化の事物に接觸するや、是非・善悪の一目瞭然たるものゝみにあらず、時としては、良心の指示する所多岐にして、其の選擇に苦しむことあり。即ち忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、其の何れを擇んで宜しきか、容易に決定すべ

からざることもあり而して此の疑惑は、義務の大なるに随つて愈強烈の度を加ふるものなり斯かる場合に於て、最も簡明なる要訣は、「事の疑はしきは之を闕く」と云ふ格言に従ふにあり然れども之を闕くこと能はずして、必ず其の一を擇ばざるべからざる場合に於ては、己を利すること最も少きものを擇ぶを以て規準とすべし。何となれば、吾人の良心を迷路に引き入るゝものは、常に利己心なりと考ふることを得ればなり。

第八章 意志の自由

意志の自由には二様の意義を有す。即ち、

一、不羈、(客觀的)

不羈とは、外部より加へらるゝ拘束を受けざるを云ふ。然れども、人は氣候・食物・引力・地理的状態・政治的状態・經濟的制度・社會的状態、其

の他種々の外的勢力の爲に影響せらるゝものにして、普通には此等の拘束を受けざる場合を自由と云ふこと多し。但し此等外部拘束よりの自由は、主として政治上に用ひらるゝ語にして、専ら法律・命令等の作用によりて、人々の行爲を拘束せられざることを意味す。

然れども、此等外部の拘束は、絶対に其の範圍を脱すること能はず、随つて此の意義の絶対的自由は存在せざるものと云ふべし。如何となれば、元來宇宙は統一性を有し、一定の法則に於て支配せらるるものにして、吾人の精神も亦統一性によりて支配せられ、一定の規則に因て活動するものなればなり。換言すれば、因果の理法を免がらざるゝこと能はざるものなり。

吾人は父母より生まれ來るものなれば、身體上の性質及び精神上の性質を父母より遺傳し、又吾人が發達に關しても、自分一個の力

を以てするにあらず、必ず家族・國家・國風・國語・教育等の影響を受けて發達するものにして、此等外圍の束縛は、決して之を脱却すること能はず。即ち各個人は、其の生活上の位置・職分・國民時代・良心・教育・社會等に因て規定・拘束せらるゝものにして、哲學上、絶對的自由意志は、神にあらざれば之を有すること能はざるものなり。

二、選擇（主觀的）

選擇とは、行爲の種々の場合を思慮・分別して、其の一を採用する能力にして、所謂自由意志とは此の事實に對して説くものなり。若し此の自由なければ、責任も懲罰も成立せざるべし。元來行爲の責任は、行爲の主因が自動即ち自己に在りと云ふの外、猶此の選擇の自由ありて始めて成立するものにて、例へば、只本能に従うて行爲するも、固より自主的原因なりと謂ふことを得べけれども、吾人は之に向つて責任を歸することを得ず、如何となれば、其の動機は所謂

無意識より來るものなればなり。故に行爲の自主的原因のみならず、之に選擇の自由の能力を加ふることによりて、始めて合理的生類と稱することを得るものなり。

今自主的原因のみある動物と、選擇の能力ある人類との異なる所を述べれば、動物は目前の衝動・感情・感覺に因て支配せられ、直に之を行動に發現すれども、人類は否らず、衝動・感情・感覺が動作となりて現はるゝには、必ず思慮・比較・選擇・決意等の作用を経て初めて現はるゝものにて、吾人が思慮・比較・選擇・決意する丈けそれ丈け選擇の自由を有するものなり。換言すれば、動物の動作は、衝動・感情に因て直接に規定せらるれども、人類は選擇して其の目的を定め、其の目的に隨つて行爲を規定す。故に自由の行爲をなすと云ふは、即ち目的及び理想によるか、若しくは義務及び良心に因て自分の行爲を規定して、目前の欲望の爲に支配せられざるを云ふ。

人は自由の意識を有す。即ち自己に自由ありと感ずる意識を有するものにして、例へば選擇の際に當りて、余は孰れを擇ぶべきか、孰れを採らんかと自問自答する時には、孰れを擇ぶも自由なりとの感あるものなり。然れども、自由意志は相對的にして、或範圍内に於てのみ自由の選擇あるものなれば、能く己の從屬する團體の範圍・規律を熟知し、其の區域内に於て自由の選擇をなさざるべからず。所謂自治の精神は全く此の點に存するものなり。

又選擇は、自由意志の活動し得る範圍なりと雖も、苟も選擇せんとせば、其の據るべき標準なかるべからず。其の標準は即ち良心若しくは義務と稱するものにして、若し標準なきの選擇を以て可なりとせば、非道德的なる動物、及び瘋癲、白痴者の行動の如き不合理的動作も、亦自由意志によつて行動せしものと云はざるべからず。然るに自由意志に因て爲せし行爲は、其の結果として責任を負はざ

るべからず、是人は正當に選擇すべき性能を有するものと認むるを以てなり。故に責任は、只道德的行爲を行ひ得べき者に對してのみ之を負はしめ得べきものなり。

次に吾人に自由意志の存在するや如何に就き、其の例を擧ぐれば、
一、吾人の行爲の何たるを論ぜず、感情に於て、余は斯々の行爲を爲すことを欲すると欲せざるとは余の自由なりとのことを感ずべし。既に行爲に移りても、其の全く成就せざる間は、余は自由に之を中止することを得べしと感じ、又既に成就すれば、余は他の方法にて之を爲し得たりしならんと思ふことあるべし。

二、何人と雖も、爲し能はざることを爲すべしと拘束するの理なし。然るに吾人に善を爲し惡をなすべからずと命ずるものあるは、吾人の自由意志に於て、善惡何れにても爲し能ふことを證するものと云ふべし。

三、何人と雖も、自己の善良と認めたる目的を遂行せしときは満足なれども、己の意志にあらざることを爲したるときは不満を感ずるものなり。又強迫によりて行ひたる事につき、己を咎むるものなし。故に通常の人は、己の悪行を辯護するに、其の自己の意志より出てしにあらざることを證明せんと勉むるものなり。然るに、吾人が道德上の行爲に就き、或は満足の感を表することあり、或は悔悟の情禁ずる能はざることあり、是其の善惡の行爲何れも自由の意志によりて行ひたるものなればなり。

四、吾人は、自己の理想によつて自己の性格を改造することを得るものなり。昔デモステネース氏は、生來其の發聲器甚だ不完全なりし爲、極めて訥辯なりしが、演説家とならんと熱心より、屈せず撓まず拮据勉勵して、終に其の素志を貫き、有名なる演説家となりて、其の芳名を歴史上に遺すに至れり。

五、何人と雖も、強制若しくは無智より爲したる行爲を罰せらるることなし。然るに道德上知りつゝ爲したる行爲には、必ず賞讃若しくは刑罰の伴ふものなり。是自由意志に依りて之を選択せしものなればなり。但し法律の明文を知らざる爲、其の結果悪事となるときは、必ず刑罰を受く、是各人知悉し居るべき法文を知らざりしと云ふの點に於て罰せらるゝものなり。

六、若し終身飢うること勿れ、若しくは渴すること勿れと諫言し、又は大山を挾んで北海を越ゆべしと勸むるものあらば、誰人も之を目して狂者となすべし。如何となれば、此等の事は、吾人の意志によりて左右し得べき事にあらざるを知らばなり。不可能然るに、正直にせよ、仁慈を施せ、孝友を勉めよと勸告するは、最も善良の事として承認せらる。是吾人は、之を爲さんと欲すれば、爲し得ることを知るを以てなり。

七、何人も死せず病まざると云ふことを契約するものなし。然れども、某の集會に出席し、某の日に金圓を支拂ふべし等のことを契約するは吾人の常なり。何となれば、此等の事は、吾人の抵抗し難き事情の之を妨ぐるにあらざれば、自由に實行することを得べしと確信するを以てなり。

以上は、意志の自由なる場合を例舉せしと雖も、時と事情とによりて、其の自由を缺くか、若しくは不十分を來すことあり。

一、意志の未熟

幼年の時は意志未だ十分に發育せざる故に、父母教師の意志に随つて進退せざるべからざれども、成長するに随ひ、意志の力發達して、自力によつて選擇を爲すことを得るものなり。即ち小兒が其の行爲の理由を知らずして盲從する場合にして、苟も其の理由を知りて之を行ふ場合には、父母教師の忠言は意見の形と

なりて、意志にあらざれば、幼者の意志の自由を妨害するものにあらざるなり。

二、意志の薄弱

自己の力に於て善惡・正邪を選擇すること能はざる者、或は自己に善惡・正邪を選擇し得るも、他の強迫を受けて惡と知りつゝ、行動する者の如きは、意志の自由を失ふものなり。

三、疾病若しくは疲勞の爲、意志の衰弱せしときは、幾分か其の自由を失ふことあり。

四、習慣

某行爲を屢、反復して、一の癖となり習慣となるときは、意志の自由を失ふことあり。但し其の習慣を形成する初めに當りては、意志の努力を用ひしものなり。

五、不可能

禁錮せらるゝか、敵に捕へらるゝか、人の奴隸となりたる時は、意志の自由を缺くものなり。

要するに、吾人が社會に生活する間は、絶對的意志の自由を得るものにあらず、殊に某團體に従屬するとき、亦團體の規約あり監督あるものなれば、其の規約監督の範圍内に於て選擇せざるべからず。故に若し監督緩に拘束減ずることあらば、随つて意志の選擇の範圍擴張せしものなれば、益道德上の責任を思ひ、自ら自己を修むることをなさざるべからず。

第九章 道德上の責任

吾人は、吾人の行爲に對して、何故に道德上の責任を負はざるべからざるか。それ、吾人は良心の命ずる所によりて善惡正邪を判斷し得べく、又意志の自由によりて之を選擇し得べきことは、既に陳べ

しが如し。然らば吾人の行爲の善惡は、吾人が主因にして、善を爲さんと欲して之を爲し、惡を爲さんと欲して之を爲したるものなり。故に其の行爲に就きて責任を負ふは、理の當然と云ふべし。之を以て、責任の根據は、善惡の識別と意志の自由とに在り、随つて此の二者の強弱多少によりて、其の責任にも強弱多少を來さざるべからず。

通常の人、悉く皆健全なる良心と強固なる意志とを有するものと承認せらるゝが故に、其の爲したる善惡の行爲に對して、相當の責任を負ふべきものなれども、良心の識別完全ならざるか、又は意志の自由に缺くる處ありて、其の行爲完全ならざるときは、其の負ふべき責任を全く除去せらるゝか、若しくは多少輕減せらるべきなり。今其の場合を擧ぐれば、

一、瘋癲・白痴若しくは疾病によりて喪心せる者

是等は、良心の判断及び意志の自由共に全く之を缺くものと見做さるゝを以て、其の行爲は道德上の行爲と認むること能はず、随つて其の責任を有せざるなり。

二、酩酊

世上或は辭を亂醉に託して、己の行爲に就き其の責任を免がれんとするものあり、然れども、酒醉は決して道德上無責任の原因となすこと能はず。何となれば、醉後に於て爲す所の行爲には、多少良心の健全意志の自由を缺くことありとするも、其の行爲は、醉前の良心意志と別離し得べきものにあらず、醉へば良心の不
明・暗昧を來し、自由意志の健全を害するものなることは、醉前既に之を豫知することを得べきものなるに、強ひて其の身を亂醉の有様に置くに至りては、醉其の者と離るべからざる卑賤・陋劣の行爲を、豫め承認せしものと云はざるべからず。又惡事を決行

せんと欲するに當り、之を忍ぶの勇氣を鼓舞せんが爲、求めて亂醉に至る者の如きは、其の行爲の責任を免がるゝこと能はざるのみならず、却つて其の罪を増大ならしむるものと云はざるべからず。

三、不可能の事

何人も、己の爲し能はざる事に就きて、道德上の責任を負ふことなし。例へば、不具者が兵役に従事すること能はざるが如き、又負債者が火水災・破船等己の意志を以て如何とも爲し難き事情に由り、其の期日に負債を償還すること能はざるに至りしが如き、之を責罰するは、道德上苛酷の所業と謂はざるべからず。然れども、自ら求めて兵役を免がれん爲に不具者となり、或は自ら求めて危険を冒し、負債不償却の遁辭となすが如きは、其の責任を免がるゝこと能はざるのみならず、卑劣の行爲として、大いに之を

責罰すべきなり。

四、天稟の性質

天稟の性質上、精神若しくは身體に於て缺點あるが爲、道德上の義務を盡すこと能はず、随つて其の責任を負ふべき義務なしと斷言すること能はず、例へば、盲目又は聾啞者たるの故を以て、能く父母に仕ふること能はずとて、不孝兒を以て可なりと云ふこと能はず、或は記憶力若しくは思考力に乏しきを以て、十分道德上の義務を果たす能はずとて、不徳不義を行うて可なりと云ふべからず、如何となれば、斯くの如き性質上の缺點は、吾人の修養工夫によりて多少之を補缺し得べき者なれば、吾人が之を修養・醫療する盡力如何に就きて、多少其の責任を負はざるべからざればなり、然れども、精神上若しくは身體上の缺點の爲、全く道德上の義務を盡すこと能はざるときは、其の責任を負ふに及ばざ

るは當然の理と云ふべし。之に反して、天稟の體力又は徳性等の善良なることは、道德上之を稱揚するに足らず、随つて之を誇ることに能はざるなり。要するに、自己の苦心と勞力とを以て其の體力を維持・發達し、其の精神を訓練・修養することは、道德上稱讚すべきこと、云ふべし。

五、他人の行爲

人は、他人の行爲に對して、道德上の責任を負ふことなし。然れども、社會は有機的組織をなすを以て、人間の行爲は他人と相關連し、或一人の行爲が、直接若しくは間接に他人の行爲に影響を及ぼすもの故に、己の良心及び意志の、他人の行爲に關係・連絡する有様即ち厚薄・多少によりて、他人の行爲に對して、多少道德上の責任を負はざるべからざることあり。

第一、人は、己の監督下に在る者の行爲に對して、幾分の責任を負

はざるを得ず。例へば、子女の行爲は、其の父母に於ても幾分の責任を負はざるべからざるが如し、主従の間に於ても亦然り。

第二、己之を抑止し得べきことを、等閑若しくは懶惰によりて之を爲さしめたるときは、其の行爲に對して幾分か責任を負はざるべからず。例へば、目前に自殺せんとする者を見ながら、之を傍觀して其の爲す所に任せしが如き、若しくは無智の小兒が危害を行ふを傍觀して、之を遂行せしめしが如きの類なり。

第三、教唆若しくは賛成をなして、他人に或行爲を爲さしめたるときは、己も其の行爲に對して、道德上の責任を負はざるべからず。是は單に道德上の責任者たるのみならず、法律上の罪人となることあり。例へば、兇徒嘯集を教唆し、暴動を謀りしものは、首魁と同じく重禁錮に處せらるるが如し。

六、心意の未熟

幼者は良心及び意志の力未だ十分發達せざるが故に、隨つて其の行爲に對して、責任の多少輕減せらるゝことは當然の理と云ふべし。

七、人は、一般の道德上の責任の外、又格段なる義務の責任あり。

此の責任は、人々の知識、財産の多少、身分、社會の位置等より來るものなり。例へば、富める者は慈善の責あれども、貧者は之を有せず。國務大臣は一國の治亂に對して責任あれども、農民、商人に向つては之を責むべからず。愚婦、愚夫は國家の危難に際し逃走すとも、嚴しく之を責むべからず。雖も、苟も文字あり教育あるものは、其の身官職に居らずとも、其の難に赴かざるべからず。故に其の知識多く、官職尊く、質産多き者は、其の身分に應じて相應の責任を盡さざるべからざるが如き類なり。

第十章 制裁

甲 道德上の制裁

善行あるものには賞讃あり、悪行あるものには非難あり、之を道德上の制裁と云ふ。佛家の因果應報にして、所謂因果律に支配せらるるものなり。而して其の賞讃は、行爲の善良なる理由に對して得る所の快樂にして、非難は、行爲の悪なるが爲に受くる所の一切の苦痛又は煩悶なり。

道德上、賞讃あり非難あるは、道德の法則を遵奉し若しくは之に背反するが爲に來るものにして、道德の法則は決して賞讃・非難を以て成立するものと考ふべからず。然れども、賞讃・非難を以て、人を善に導き悪を避けしむる補助物となすことは敢へて妨げざるなり。故に世の賞讃を見て直に善と思ひ、非難を見て直に悪と思ふが如

きは、淺見探るに足らざるものと云ふべし。但し快樂を以て直に善とし、苦痛を以て直に悪となす快樂論者は或は然らん。

世人、往々、稱號・名譽に誇ること、其の稱號・名譽を得たる所以の實效に誇るより甚だしきものあり、或は牢獄を恐るゝこと、悪行を恐るるより甚だしきものあり、不名譽を恐るゝこと、不徳を恐るゝより甚だしきものあり、是皆誤まれりと謂ふべし。

一、自然の制裁 物理的因果 機械的因果 必然的因果

自然の制裁とは、吾人の行爲の自然的結果を云ふ。例へば、攝生の行爲には、自然の結果として健康の維持増進を得べく、不攝生の行爲には、不健康若しくは疾病の報酬あり、労働の行爲に富裕の快樂を伴ひ、怠惰は貧困の苦痛を受け、信任・委任等の報償は正直の美德に原因し、不信用は虚言より來るが如し。又社交に於て、好意は好遇せられ、悪意は擯斥せらるゝも、亦此の制裁に因るもの

なり。故に自然の制裁は、諸制裁中最も嚴密なるものにして、少しも假借することなく、又社會の文野、東西古今の異同によりて、寬嚴を殊にすることなく、常に一定にして動かざるものなり。されば、良心暗昧にして悪事を爲すも疚しきを感じざる者、或は社會の譏譽を顧みず悪事を爲す者を責罰するには、最も效驗あるものと云ふべし。

二、社會の制裁

吾人の行爲中、美德、善行と認めらるゝものは、其の報酬として、社會公衆の尊重、信用若しくは賞讃を受け、不徳、悪行と認めらるゝものは、之が報酬として、社會公衆の非難、輕蔑若しくは不信用を招く。故に悪行若しくは不正直のものは、假令法律上の制裁を免がれ得るも、社會の制裁として公衆の擯斥若しくは不信用を招くものなり。されば、普通常識を備へたる人に對しては、頗る效能

ある制裁にして、彼の廉耻、節操、公德等の美德は、主として此の制裁によりて修養せらるゝこと多し。然れども、社會公衆の賞讃若しくは非難等は、時としては極めて不當なることあり。社會が誤つて忠臣を殺し賢者を傷つけ、或は公明、無私の人を罪に陥るゝことあるは、歴史上往々認むる處なり。故に社會一般の常識進歩して、明瞭なる判断を爲し得るに至らざれば、往々危険を來すの恐れあるものなり。吾が國の武士道を視るに、主として此の制裁によりて鍛練、修養せられしものゝ如し。又外國人が、能く公德を重んじ、之を犯す者の少きも、亦此の制裁によるなり。故に社會の制裁が明瞭に行はるゝに至らざれば、社會道德の進まんこと得て望むべからざるなり。

朋友互に善を責め、切磋琢磨の功を積むも、亦社會制裁の一種と

云ふべし。

三、良心の制裁

良心の制裁とは、行爲の善良なるときは、内心平和にして満足の感を起し、快樂なれども、若し邪惡の行爲をなせしときは、内心疚しく、悔恨若しくは悔悟を來し、苦痛を起すを云ふ。故に此の制裁は、人心の内部に立ち入りて其の心底を刺戟し、頗る有效のものなり。然れども、心情頑陋にして、惡を爲すも疚しきを感じざるか、或は熱情の爲に良心の明を蔽はるゝ者、或は良心の發育未熟なるものに向つては、其の效力なし。但し人の道德的生類として他の動物に區別せらるゝは、全く良心の存在に因るものなれば、此の制裁は最も尊重して、之を教育上に應用せざるべからず。教育の目的として、品性陶冶を稱道するは、全く此の良心を發達せしめ、健全ならしめ、意志と一致協力して、以て一身の行爲方向

を決定せしむるに在り。されば、教育的刑罰は、單に報酬の意義のみを以て行ふべからず、人格を尊び、人として社會に獨立の位置を占むることを得しめんことを期すべし。故に徒に苦痛を與へて、報酬の念を満足せしむるが如きことあるべからず。

人の非行をなすは、良心の制裁乏しく、義務の觀念薄弱なるが爲か、又は其の發達未だ十分ならざるによるものなれば、之に矯正的刑罰を加へ、彼をして、後來熟慮以て自己の尊嚴を失墜するが如き非行をなさざらしめんことを力むべし。即ち、教育的刑罰は、沈睡して活動せざる良心及び義務の觀念を喚起し、之を助長せしめ、以て漸次活動發達の域に到らしめ、彼をして完全なる行爲を行はしめんことを期するに在り。

乙 法律上の制裁

法律上の制裁とは、法律規則に悖戻したるものに加ふる惡報を云

ふ。即ち法律の命令又は禁止する所に違反したるものに被らしむる悪報なり。其の種類は、憲法上の制裁、行政上の制裁、刑事制裁、民事制裁是なり。

今、道德と法律との制裁に於ける差異を擧ぐれば、

一、法律は主として外部の行爲を支配し、道德は主として内部の精神を支配す。

二、法律は主権者の制定したるものにして、道德は社會自然の發達に因るものなり。

三、法律に違ふときは權力の制裁を受け、道德に背くときは良心の呵責を受く。

故に、道德は人を訓戒し、法律は人に命令す。一は人を愛するを目的とし、一は人を害せざるを本務とす。一は人の性情を攝制し、一は國民の行爲を規定す。一は積極的にして、一は消極的なり。されば法律

の制裁は刑罰を主とす、是法律を執行するには罰のみを以て足れりとすればなり。

第十一章 道德的行爲

既に述べしが如く、道德的行爲は、良心の明察と意志の選擇とにより之を行爲に現はし、ものなれども、動機論者と結果論者とによりて、其の見解を異にするものあれば、次に少く之を論ずべし。道德的行爲を觀察するに、一は其の行爲を發する主體に關し、一は其の結果に關して立論するものあり。即ち一は専ら結果の方面より道德を考察し、一は主として動機の方面より考察し、二者殆ど正反對の見解を持つることあり。故に道德的行爲を決定せんには、能く二者の相關係する處を考究するを要す。

道德を考察するに當り、單に動機又は結果の一方面のみより之を

爲すことを得ば甚だ容易なりと雖も、見解を異にする二方面ありとせば、其の性質甚だ複雑なり。即ち一方に於ては、吾人の行爲は皆其の目的を定めて、選擇するを要すとし、其の目的は人類の安全幸福を以て行爲すれども、其の行爲の善悪は毫も動機の如何に關せず、其の結果が人生に安全幸福なりや否やによりて定めらるゝ故に、同一の行爲にして、時と場合とによりて、或は善となり、或は惡と認めらるゝことあり。然るに他方に於ては、目的と結果とは必ず相一致するものにあらず、動機善にして結果惡なることあり、或は動機惡にして結果善なることあり、某學派は若し全く豫知せざりしか若しくは意識的に目的とせざる結果を生じたりとせば、行爲者は此等に對して何等の責任を有するものにあらず、若し道德と云ふことゝ責任と云ふことゝが同一の意義を有する者とせば、道德は必ず此の結果を除きて考察せざるべからずと。斯くの如く、道德

は専ら動機の方面より見て結果を顧みず。又他の一派は之に反して、結果の方面のみより道德を考察するものあり。例へば、吾人が不正の投票、或は賄賂・毆打等は、其の動機の如何に拘らず之を非難するは、行爲其の者の醜陋・不正を非難する者にして、専ら結果のみを見て不正なりと斷定する者なり。然るに、又他方に於ては、彼の不正なる投票、或は賄賂・毆打等を爲さんとして、終に之を果たすこと能はずして止みたる時も、吾人は道德上より之を非難すべく、又他人に危害を加へんと欲し、若しくは他人に對して惡意の感を起すが如きをも非難すべし之に反し、慈悲の心、同情の念等を賞讃するが如きは、其の動機を指して道德的行爲と認めしものなり。斯くの如く、結果のみを指し、又は動機のみを執るものなりとせば、主觀的道德と客觀的道德との區別を要することあるべし。然し吾人の行爲は、其の根柢が内部動機に起原せざるはなし、故に

善の結果は常に善の動機に伴生するものとし、悪の結果は常に悪の動機より來るものと認むるものなり。換言すれば、必然的としては、動機善なれば結果善にして、動機悪なれば結果悪なれども、偶然的としては、動機善にして悪果を來し、動機悪にして結果善なることありて、之が爲に、世人をして因果の理法を疑はしむることあるべく、以て標準と爲すこと能はざるなり。要するに道德的行爲とは、善の動機によりて善の結果を得たるものと云ふなり。古より知行一致とか、心と行との一致又は言行一致と云ふが如きは、善なる動機と其の結果の一致せし場合を云ふものにして、又其の一致を謀るの訓言と云ふべし。

動機の範圍に就きては、或は理性に重きを置きて、現實にせらるべき目的の觀念なりとし、或は情緒に重きを置きて、意識を促がして働かしむる處の感情なりとするものあれども、何れも一方に偏し

たる説にして、其の正鵠を得たるものと云ふこと能はず。如何となれば、若し理性のみを以て動機とせば、之を活動せしむべき動力なく、之に反して、若し單に感情のみとせば、少しも道理を伴はざればなり。

第十一章 行爲の起源

行爲の善悪正邪を決定し、其の善に就き悪を避くるには、吾人の活動即ち行爲の因て起る原因を知り、以て其の行爲の中正を得んとを期せざるべからず。

一、體慾

體慾は、身體の組織上、生命の存する間は、自然に發するものにして、動物全體の有するものなり。故に或は本能的動機とも云ふ。動物は之に因て自己の生命を保存し、又子孫の永續をなすものな

本體の動機

り。其の重なるものを舉ぐれば、飲食・運動・休息・睡眠・防寒・避暑の慾及び性慾なり。

體慾は、人々自然に有するものにして、必要缺くべからざるものなれば、體慾其のものに關しては、善惡の評を下すべきものにあらず。然れども、之を満足せしむる所の方法・手段並に其の程度に至りて、善惡・正邪の分るゝものなり。故に倫理として考究する處は、此の點に存することを覺らざるべからず。所謂攝生又は克己と名づくる徳は、之を指して謂ひしなり。

二、欲望（たがひ）

欲望は、心意上に屬し、常に智力と相伴ふ。其の重なる種類は次の如し。

生存の慾

吾人は、何事をなすにも身體なかるべからず。故に生命を保持

し、其の安全を求むるは、人類至強の慾なり。然れども、時と處とによりては、之を鴻毛より輕しと考へて捨てざるべからざることあり。

所有の慾

既に自身の生存を欲すれば、之に備ふべき事物を要するは必然なり。故に、衣服・住宅・其の他土地・山林・器具の類に至るまで、之を自己の所有とし、之を保持せんことを欲するものなり。

知識の慾

吾人は、未だ知らざる所の者を知らんと欲し、又未だ見聞せざる所のことを見聞せんと欲する性質を有し、此の性質あるを以て、次第に文明の域に進むことを得るものなり。是所謂經驗的興味なり。

又既に見聞したる後、其の事物の由來を推し、某の事物と他の

事物との關係を察し、其の理を求めんと欲する性あり。是所謂推究的興味なり。

交際の慾

人の天性は、獨居・孤棲を好むものにあらず、必ず伴を求め友を思ふものなり。是己の不便を厭ひ、或は災難を避けんが爲にあらず、小兒が獨居を厭ひ、必ず伴を集めて遊戯を共にするが如きは、自然の性情と云はざるべからず。是所謂社交的興味なり。名譽の慾

人に知られんことを欲し、知られざるを以て憾とするは自然の性にして、必ずしも利害得失を比較して然るにあらず。技能ある者は其の技能を人に知られんことを欲し、或事業を成せば其の事業の世に知られんことを欲す。而して此の慾は、知覺未だ發達せざる幼兒と雖も、人の己を譽むることあれば喜び、

勝他の慾

嘲ることあれば怒るを見れば、是其の天性に出づることを知るべし。勇士が戰場に命を惜まざるも、全く名譽を重んずるに由るなり。

吾人は、其の心中、他人に優れんことを欲せざるはなし。或は體軀の强健、資産の多、知識・技能の優れる等、他人の上に出て、他に劣るを嫌ふの念あり。是所謂競争心にして、人若し此の心なきときは、冷淡死骨の如きものとならん。

體慾と欲望との差異は、體慾は、(一)其の原因身體の生理上より自然に來り、(二)常存ならずして期發の者、即ち其の慾を満足せしむれば忽ち息むものなれども、欲望は常存にして、一時烈しく發せざるも、常に心頭に存して消散せざるものなり。

體慾も欲望も、人類固有のものなれば、之に向つて善惡の名を附

すべきにあらず、唯之を満足せしむる方法・手段の如何によりて、善悪・正邪の區別を生ずるものなることを知らざるべからず。

三、感情

感情は、或事物若しくは人に對して、快樂・苦痛を感じるものにして、行爲の起源をなす。即ち親子・兄弟・夫婦・君臣・朋友間等に起る愛情、及び有識等より來る快樂、無識より起る苦痛、美若しくは善行を見ては快樂を感じ、悪行を見ては苦痛を感ずること、其の他、同情・恐怖・後悔・憂愁・忿怒等は、皆精神を刺戟して行爲の根本をなすものなり。

四、習慣

習慣は、同一の事を反復するに由りて、其の行爲の漸次容易になるを云ふ。凡そ人の行爲は、習慣にて行ふこと多し。孔子曰く、習慣自然の如し」と。既に習慣を成せば、之を制止すること能はざるに

至るもの多し。

吾人日常の行爲は、實に習慣より來ること多し。故に善良の習慣を養成し、勉めずして善を行ふことを得せしむべし。要するに、感情と意志とに十分注意し、其の活動を適度ならしめ、以て善良なる習慣を得んことを務むべし。人物と云ひ、品性と云ひ、眞率と云ひ、成功と云ふも、主として此の點に關するものなり。

第十三章 人々其の行動の異なる所以

人は、前章述ぶる所の原因によりて行動するものとせば、各人悉く同一の行爲をなすべき理なり。然れども、世の實際を観察するとき、各人必ず同一の行爲をなすものにあらず、其の面の異なるが如く、各其の趣きを異にせり。例へば、或道徳家は、誠實を守ることに最も重きを置き、或は貞操を主とし、或は慈悲を主徳とし、或は生々活

動を本義とし、或は沈着・靜寧を根本とするが如し、其の然る所以の理由は數多あるべしと雖も、今主要なる原因を擧ぐれば次の如し。

一、體質即ち氣質の差異

體質には膽液・多血・神經・粘液の四質あり、随つて其の氣質を異にす。即ち活潑なる者あり、沈鬱なる者あり、知覺銳敏のものあり、遲鈍のものあり。甲は多く事をなすを好み、乙は閑靜を好む。剛毅なる者は雜事を厭はず、柔弱なる者は易きを好む等、其の體質の異なるに随ひ、其の行爲も異なるものなり。

二、經驗及び教育の差異

行爲の根原は觀念界より來るを以て、觀念界の廣狹及び其の内容の如何に依りて、其の行爲を異にすべし。而して其の觀念界の廣狹・内容は、經驗及び教育によりて定まるものなれば、品性の高下如何は之より來るもの多からん。

以上の原因によりて、各其の行爲を異にするのみならず、同一人にもありても、時の事情と境遇とによりて變化するものなれば、吾人は、其の氣質の偏・習慣の良否を知りて、之を矯正し、時によりて急變せざる常操を養ひ、以て有徳の人たらんことを期すべし。

第十四章 善行の等位

人の行爲には、賞讃すべきもの、雄壯なるもの、義烈なるもの、公正なるもの、當然なるもの、叱責すべきもの、耻辱とすべきもの等種々あり。而して、其の行爲の等位によりて、報酬にも多寡を來す。今其の善行に等位を生ずる原因を擧ぐれば、

一、行爲の難易

他人の財産を重んじて之を盗まず、又、他人の生命を殊さら損傷することなしとて、誰も之を賞する者なし、是社會は、已に其の行

ひ易きこととして、一般に此の公義心を養ひ、之を尋常一樣の行爲とし、敢へて賞するに足らずとなせばなり。又裁判官の偏頗なき、商人の詐りなきは、固より當然にして、未だ以て賞するに足らず、節儉なる者、虚言を爲さざる者は、善人として尊敬するに足るも、未だ以て驚歎するに足らず、是皆其の行爲の何人にも行ひ易きを以てなり。

之に反して、他人の危難に際し、己の生命の危きをも顧みず之を救助せしとか、國家の爲に生命を抛ちたる者は、大いに世の賞讃を受く、是其の行爲の難きを以てなり。孟子曰、魚所吾欲也、熊掌所吾欲也、二者不可並得、我捨魚取熊掌者也、生所吾欲也、義所吾欲也、二者不可並得、我捨生取義者也」と。是其の難きを擇びし者なり。

二、行爲の緊要

行爲の大小高下は、獨り其の難易のみに關せず、其の緊要なると

否らざるとに關すること大なりとす。故に唯困難を凌ぎたるの一事を以て賞讃すること能はざるなり。例へば、大なる目的もなく、好奇心に驅られて、大西洋を端艇にて往來し、若しくは目的もなく、深山幽谷野蠻無人の地を跋涉したりとて、特に之を賞するの必要なし、何となれば、之を人間義務の上より見れば、緊要なる行爲にあらざればなり。之に反して、孟母三遷の教、小楠公の母の行爲の如き、天下之を稱して止まざるものは、其の緊要なるに因ればなり。秦始皇帝の萬里の長城を築きしが如きは、只世界の一奇觀として賞揚せらるゝに過ぎず。

第十五章 悪行の等位

善に大小あるが如く、悪にも大小あり。又義務にも、普通の義務と高尚の義務とあり。義務に背きたる者は一般に悪なれども、高尚なる

義務を犯したる者、必ずしも大悪にあらずして、却つて普通の義務を犯せる者、大悪となることあり。故に悪の大小は、犯せる義務の高下と正比例するものにあらず、其の大小の度は、世人の認容する處にして、理論上精密に之を論斷すること能はず。例へば、子として父母を敬するは、善にして、普通の義務なれども、之に反して、父母を毆ち之を辱しむるは、不孝にして、大なる悪事なり。朋友を愛し、親切なるは、當然の事にして、高尚なる行と謂ふに足らざれども、朋友を欺き、又は之を害するが如きは、大なる悪事なりとす。吾人の所有にあらずるものを取らざるは普通のことなれども、之を盗むは大悪の行と云ふべく、又、水火の隣人に迫るを見て之を救はざるが如き、他人の危難を知りて之を看過せしが如き、其の行爲は柔弱卑屈なれども、之を以て罪惡と爲すこと能はず。然れども、船長が其の船を危険に陥れ、之を救はずして自ら逃るゝが如き、將校が危機に臨みて、

其の生命を惜みて進まざるが如き、法官が清廉ならざるが如き、皆有罪となさるべからず、是其の職務上より來る當然の責任なるを以てなり。故に是等と混同すべからず。必竟、行爲愈容易なれば、之を怠るの口實愈少くして、随つて此の行爲を果さざるものは最も惡むべきものなることは、理の當然と謂ふべし。

又、孔子・釋迦は大聖人なり、大功績者なり、然れども、天下の人を指して盡く孔子・釋迦たらざるを咎むる者はあらず。楠公・文天祥は大忠臣なり、豐公・ナポレオンは大豪傑なり、然れども、天下の人を指して盡く楠公・文天祥・豐公・ナポレオンたらざるを責むること能はず。斯くの如く、普通の義務に背ける者を責むることは甚だしけれども、高尚の義務を果し得ざる者を責むることは甚だしからず。而して、普通の義務を盡したる者を賞すること少くして、高尚の義務を盡したる者を賞すること多きものなれば、先づ勉めて普通の義務

を怠らざらんことを注意せざるべからず。

第十六章 本體と應用との關係

道徳上の眞理を理解し、其の由て來る處を知らんと欲せば、物質界に於ける自然の眞理を理解すると同一の方法に依るを可とす。而して其の眞理は、物質の本體と應用とは是なり。今、物質界に於ける體用の狀況より、順次、人類間に於ける體用の關係に論及せんとす。太陽系統の相連係し、千古に亘りて其の位置を保ち、敢へて變ずることなきは何に由るか。是各太陽系統の相互に關係を保ち、其の宜しきを得るを以てなり。其の關係とは何ぞ、重力の法則即ち之なり。又、地球上に於ける物體は千種萬様なれども、各、其の位置を保ちて亂るゝことなきも、是亦重力若しくは引力と稱するものが、相互の關係を維持するを以てなり。

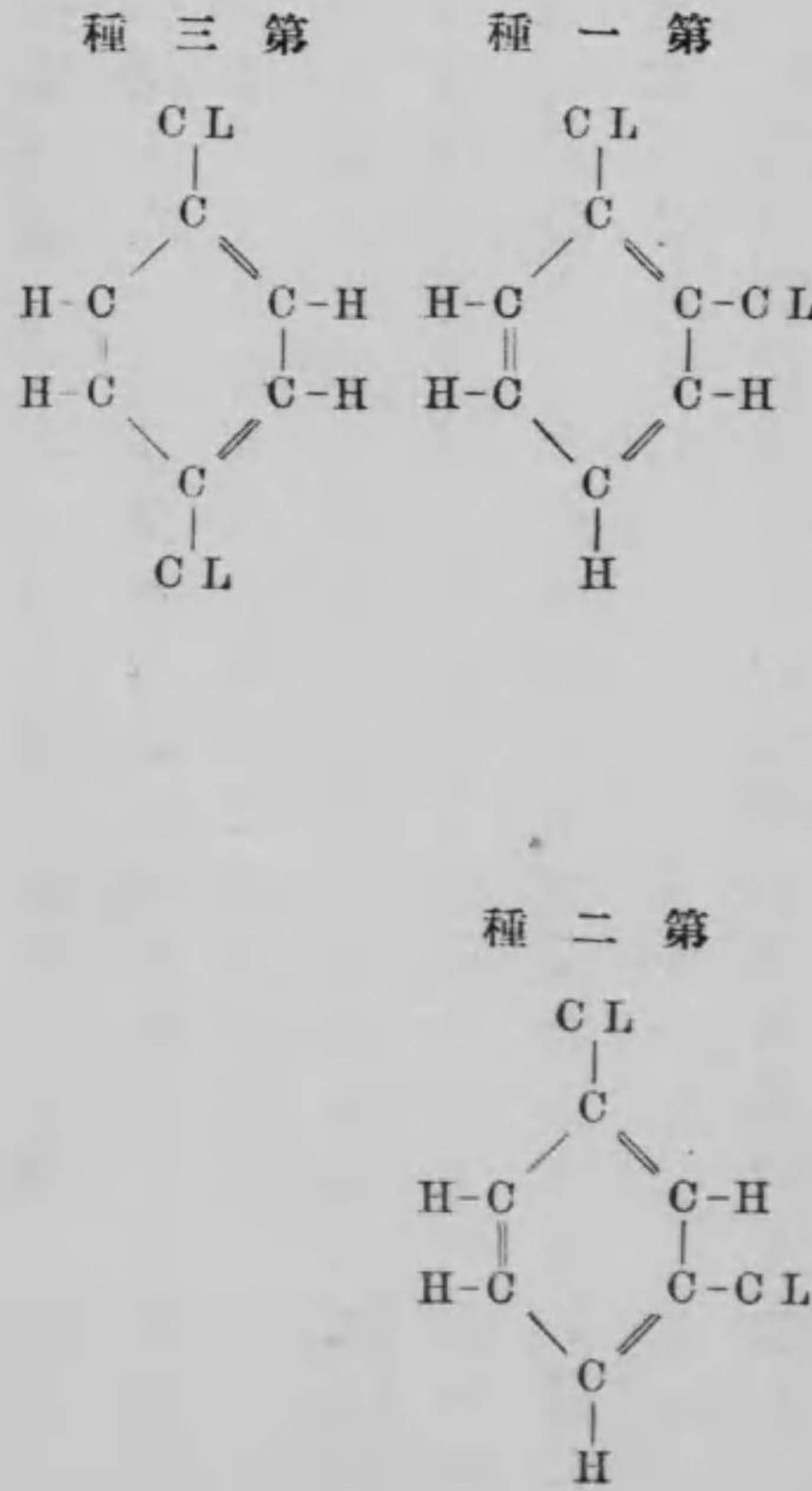
地球上の萬物が、千種萬様の物體を形成し、其の形體を保つことを得るは何故か。是分子と分子、若しくは原子と原子との間に存する關係にして、分子に對しては凝集力と名づけ、原子に對しては親和力と名づく。

斯くの如く、空間中に存在する個々の物體現象は、決して孤立獨存するものにあらず、數多の實體たる原子相集まりて始めて成立するものなり。而して其の物體に千種萬様あるは、原子の相互の關係に因るか、若しくは分子の状態如何に因るものにて、此等の原子は、元來其の性質不變・不動のものなれども、相互の關係は千變萬化するを以て、其の差異によりて、千種萬様の形體を現出するものなり。幾何形體に於ても、同一形體が、其の關係する物によりて異種のものも現はすべし。例へば、茲に一直線あり、其の線は固より變化せずと雖も、圓に關係しては觸線となり、半徑となり、正弦となり、又は垂

線とも、並行線ともなるべし。
 化学に於て、原子間に存する相互の關係を知らんと欲せば、先づ各原子の化合量と、其の相互間の親疎に於ける性質とを知らざるべからず。水素一原子が鹽素に關係するときは、鹽化水素(HCl)と名づくる酷烈なる毒性と臭氣とを有する物體となり、若し水素二原子が酸素一原子に關係するときは、水(H₂O)と稱する生物界に缺くべからざる必要品となり、水素三原子が窒素一原子に關係するときは、劇臭を有するアンモニア(NH₃)と稱する氣體となる。
 又HとClとの化合物にOの關係の仕方により、次の如き異種の物體を生ず、

H ₂ O	水	無色	甜
H ₂ O ₂	過酸化水素	無色	酸味
HCl	鹽化水素	無色	強臭
HClO	次亞鹽化水素	無色	強臭
HClO ₂	亞鹽化水素	無色	強臭
HClO ₃	鹽化水素	無色	強臭
HClO ₄	過鹽化水素	無色	強臭

ベンゾール系統に就き其の變化の理を推考すれば、相互の關係に於ける狀況を理解すること最も易し。即ちベンゾールの炭素六原子の當價二十四の内十八は互に相化合し、殘る六のみ水素と化合す、故にC₆H₆の構造を示す。而して今其の水素二原子を鹽素を以て交換すれば、三種の同分異性物(C₆H₄Cl₂)を生ず、即ち



同分異性物は尙他にもあり。即ち炭酸水の化合物は、澱粉となり、護謨となり、砂糖となり、又、炭酸石灰は、白堊となり、大理石となり、霰石となる。此等は、分子の排列の異なるにより、異性物となりしなり。以上は、化學に於ける原子相互の關係の一斑を示せしものにして、其の水素・酸素・鹽素等は、其の關係する原子によりて種々の異性物を生ずと雖も、其の水素たり、酸素たり、鹽素たる本來の性質に於ては決して異なることなし。

電氣の如きも、電信・電話・電車其の他種々の原動力となりて人生を益すれども、電氣たる本性に至りては決して異なることなし。色彩には種々様々のものありと雖も、其の原色は紅・青・黃の三色にして、其の三色の配合の強弱多少に依りて、千變萬化無量の色を現はすなり。水も、氷塊となり、蒸氣となり、或は雲・霧・雨・霰となれども、其の本體たる性質は依然變ずることなく、只熱と稱する關係物の強

弱多少に隨ひて變體をなすものなり。蒸氣力の如きも、之を船舶に用ふれば數萬噸の大船を運轉すべく、之を汽車に用ふれば、數千噸の重量を牽きて疾走すべく、之を或器械の動力に用ふれば、能く數寸の鐵板をも切斷すべし。

又、文字の如きも、其の文章の前後の關係によりて、同一文字にても其の意義を異にす。例へば「若」の字は、場合によりて、若し・若しと讀み、Springは、泉・春・彈機・根と讀み、Evolutionは、進化・開展・開方と讀むが如し。又、文法の方面より見れば、同一文字にして、體言とも用言ともなるものあり。

心なる文字は、其の關係する他の文字によりて、善心・惡心・小心・鄙心・樂心・敬心・怒心・赤心・姦心に變ずべし。又、假名遣ひの如きも、其の語源同じければ、用法異なるとも同一假名を用ふ。例へば泡(アワ)は輪の意なり、故に輪の意を有するものは盡く「ワ」の字を用ゆ。周章(アワツ)

は泡の立つ如くいそがし、狼狽(アワタダシ)前と同じ、轡(クツワ)は口の輪、皺(シワ)は肉の輪、鄙吝(シワシ)は皺と云ふに同じ、撓(タワム)は輪の意、腸(ハラワタ)は腹の中に輪だかまるの意、又佻(タワラ)弱(ヨワシ)廓(クルワ)坐(スワル)斷(コトワリ)等も同じ。

犬なる動物は其の本源一なれども、其の使用の目的異なるに随ひて、守犬、獵犬、闘犬、田犬等の種類となり、兎も其の生活の状況の異なるに随ひて、野兎及び家兎の種類となれり。

又、心意作用も、觀念聯合説によれば、各種の觀念の聯合の仕方によりて、記憶となり、想像となり、或は斷定となるものなり。

數學は、某數と某數との關係を推究するものにして、比例、幾何等に就きて試みなば、其の理を容易に覺ることを得べし。又、數字の如きも、其の位置によりて價を異にす。例へば、茲に、五の數字ありと假定し、若し十位に在れば五十、百位に在れば五百、千位に在れば五千の

價を表はすべし、是其の關係の位置によりて其の價を殊にせしものなり。

書法の原理たる間架結構法の如きも、亦相互の關係に於て宜しきを保つ所以を示し、ものなり。又、圖畫の如きも、書法と同じく曲直線の關係によりて種々の形狀を現出するものなり。例へば、眼、鼻、口を表はす線に於て、上に曲れると、水平なると、下に曲れるとにより、或は滑稽的快活となり、或は嚴肅謹直となり、或は忿怒若しくは憂鬱の相貌となるが如し。

斯くの如く、世界に存する千象萬態は、皆相互の關係の異なるに隨ひて起るものにして、此等萬象の裡面を觀察すれば、其の間に一樣なる眞理の存するを認むべし。現今數多の科學が各異なる事實を講究するもの、如く見ゆるも、要するに是亦必竟一種の眞理を研究するものにして、唯其の研究する對象の異なるに隨ひて、枝を異

にし道を違へて進むのみ。

わけ登る麓の道は多けれど

同じ高嶺の月を見るかな

人類は離居孤棲するものにあらず、必ず共同生活を営み、社會を組織するものなり。既に共同生活を營むに至れば、其の間に必ず相互の關係を生ずるは理の當然と云ふべし。即ち吾人人類間に存する道徳は、此の相互の關係より成立するものと云ふべし。

生を此の世に享けて社會に出てし以上は、人類相互の間に必ず種々の關係を生ず。それ吾人兩親なくんば身命あることなく、既に身命あれば、兩親と己との間に血縁上の關係を生じ、その相互の倫理的關係は、子が親に對しては孝と稱し、親が子に對しては慈愛と云ふ。又、吾人は親子の關係のみならず、君との關係を生じ、その倫理的關係は即ち忠なり。此の他、兄弟、姉妹の間は敬愛、朋友は信、夫婦は和、

長幼の間は敬愛と云ふ。故に此の世に生存する間は、此等種々の關係を完うせざるべからず。而して此の關係は、眞理なり、道義なり、決して免るゝこと能はざるものなり。之を以て、吾人は、眞理を愛し、道義を守り、之に服従せざるべからず。若し之を守る能はずんば、寧ろ死して種々の關係を絶つに如かざるなり。

若し地球を構成する相互の物質、及び地球上に存在する各種の物體間に、引力又は親和力と稱するものなくんば、其の結果如何、實に天柱折れ地維摧くるの外なかるべし。人類間に於ても、若し忠、孝、和、信等の諸徳なくんば、亦之と同一の因果をなさざるべからざるなり。

人は、單に相互の關係を保ち、之を實行するのみを以て足れりと云ふべからず、尙關係の位置を考ふるを要す。即ち親は親の位置にあり、子は子の位置にありて、關係を保たざるべからず。太陽と地球と

其の位置を顛倒せんか、其の引力は依然存すべしと雖も、其の引力に多少の變化を起し、延いて他遊星にも變動を與へ、隨つて古來の太陽系統の位置に變化を及ぼすに至るべし。恰もベンゾールのC₆H₆の化合の位置によりて、異性物を生ぜしと同一の理由に歸着すべし。

親と子と其の位置を轉ぜんか、隨つて關係に變化を來し、親子の形にあらずして子親の形となり、全く異なる一種の物となるべし。故に位置によりて關係を生じ、關係によりて位置を保ち、兩者相俟つて一體を形成するものなることを知るべし。世人或は自由平等の説を固執して、位置即ち階級の存在を覺らざるものゝ如きは、亦惑へるの甚だしきものと云ふべし。

又、二個以上の物體に對し、同一瞬時に關係の生ずることありて、其の數者の中に強弱・厚薄を來すことあり。即ち地球が太陽と太陰と

の中間に位するときの如き、兩者同時に反對の位置に在るか、又は直角の位置を保つかに依つて、地球に及ぼす影響に厚薄を來し、所謂大潮・小潮の差を現出す。又硫酸(H₂SO₄)が亞鉛に遇ふときに於て、SO₄の水素二原子に對する力と、亞鉛に對する力との間に、強弱・親疎の差あらば、勢ひ水素を離れて亞鉛と化合し、硫酸亞鉛(Na₂SO₄)とならざるべからず、又若しSO₄が亞鉛より親密なる物體に遭遇せば、勢ひ其の親和力の強きものと化合すべし、是萬物間に存する真理にして欺くこと能はざるものなり。人類間に於けるも亦然り。若し同時に二個以上の關係の起り來ることあらば、其の關係の親密にして且厚く重きものに從はざるべからず。例へば忠孝何れを擇ぶべきか、此の場合には其の關係の重きものに從ふべく、倫氏の所謂輕重相統率する道義の思念に依りて考定すべきなり。以上を約説すれば、

- 一、先づ自己を修養して完全の實體たらしむべきこと。
- 二、萬物間に於ける相互の關係を完うすべきこと。
- 三、相互の關係は其の位置によりて變化すべきこと。
- 四、同一瞬時に二個以上の關係の生ずるときは、其の厚薄輕重を衡りて斷定すべきこと。

王陽明曰く、心の體は性なり、性は理なり、天下寧ぞ心外の性あらんや、寧ぞ心外の事、心外の理あらんや、寧ぞ理外の心あらんや、理なるものは心の條理なり、之を親に發すれば孝となり、之を君に發すれば忠となり、之を朋友に發すれば信となる、千變萬化窮竭すべからざるに至るも、吾の一心に發せざるはなし」と。

藤田東湖正氣の歌に

天地正大氣 粹然鍾神州 秀爲富士嶽 巍々聳千秋
 注爲大瀛水 洋々環八洲 發爲萬朶櫻 衆芳難與儔

凝爲百鍊鐵	銳利可斷鑿	蓋臣皆熊羆	武夫盡好仇
神州孰君臨	萬古仰天皇	皇風洽六合	明德侔太陽
不世無汗隆	正氣時放光	乃參大連議	侃々排瞿曇
乃助明主斷	燄々焚伽藍	中郎嘗用之	宗社磐石安
清丸嘗用之	妖僧肝膽寒	勿揮龍口劍	虜使頭足分
忽起西海颶	怒濤殲胡氛	志賀月明夜	陽爲鳳輦巡
芳野戰酣日	又代帝子屯	或投鎌倉窟	憂憤正悵々
或伴櫻井驛	遺訓何慙慙	或徇天目山	幽囚不忘君
或守伏見城	一身當萬軍	承平二百載	斯氣常獲伸
然當其鬱屈	生四十七人	乃知人雖亡	英靈未嘗氓
長在天地間	隱然叙彝倫	孰能扶持之	卓立東海濱
忠誠尊皇室	孝敬事天神	修文兼奮武	誓欲清朝塵
一朝天步難	明君身先淪	頑鈍不知機	罪戾及孤臣

孤臣困葛藟	君寃向誰陳	孤子遠墳墓	何以謝先親
荏苒二周星	獨有斯氣隨	嗟予雖萬死	豈忍與汝離
屈伸付天地	生死又奚疑	生當雪君寃	復見張四維
死爲忠義鬼	極天護皇基		
御製			

敷島の大和心を、しさは

ことあるときぞあらはれにける

第十七章 我が國に於ける倫理の大本

忠孝一致

國家の成立に缺くべからざる要素に三あり、即ち主權・人民・土地之なり。主權とは、他の控制を受けずして其の土地・人民を支配する力を云ふ。茲に若干人民の團體ありて、一定の土地に住居し、一定の主

權之を統率するときは、國家始めて成立す。此の主權・人民・土地の三のものは、我が邦に於ては、決して他邦に見るべからざる最も親密の關係を有す、即ち主權たる皇室は此の國土の開拓者にして、同時に臣民の宗家なり、國土及び臣民は皆皇室の所生にして、皇室は其の淵源なり。他邦にありては、國家と主權とは必ずしも一致せず、君主は單に人民の代表者の如きもの多しと雖も、我が邦にありては即ち然らず、國家と皇室とは、其の名は二なりと雖も其の實は一なり、皇室を離れて國家なく、國家を外にして皇室なし、是我が帝國の基礎最も強固にして、寶祚は國土と共に天壤無窮なる所以なり。我が邦は斯くの如く萬國に比類なき國體なれば、其の道德も亦特色なかるべからず、即ち忠孝の二德是なり。蓋し我が億兆の臣民は、神別・皇別・蕃別の異あれども、概ね皇室の末裔なるを以て、一國は大きな一家なり。皇室は家長にして臣民は子弟なり。故に之を一家に

施して孝なる所以は、即ち一國に施して忠なる所以なり。忠と孝とは其の名稱は異なれども、其の精神は全く相同じ、只一國と一家との別あるのみ。要するに、君臣同祖、祖孫相續、祖先崇拜より起りし結果と謂ふべし。

此の忠孝二道は、我が邦固有の道德にして、所謂國民的道德なり。實に國民教育の基礎は、此の二道を外にして他に之を求むべからざるものなれば、益、君臣一家、忠孝一致の美風を發達せしめんことを期せざるべからず。

尙之を約言すれば、我が國固有の道德の骨髓は忠の一字に在り。皇祖、皇宗は過去に於ける君と父との合體にして、君と父とは現在に於ける同一系統の長者を意味するものなり。故に忠と孝とは、其の名は二にして、其の義は一なれば、忠の一元と謂ふも不可なかるべし。

又、之を他の一面より見るも、萬物皆中心ありて、統一的活動をなし、中心の二字合したるもの即ち忠なり。而して皇室は氏族の中心、國政の中心、建國の中心、權力の中心、國民道德の中心、教育の中心、崇拜の中心、團結の中心、武士道の中心なれば、我が邦倫理の大本は、忠の一字を以て總括するも不當にあらざるべしと信ず。諸外國の皇室は、或は國政の中心たることを得んも、其の他の點に於ては、中心たる歴史を有せざるなるべし。

吾人は、吾が大和民族と稱する一大系統たる自己に對しては、瞬間的自己にして、皇室は大和民族の直系たる本幹なり。故に自己實現說に従ひ、益、此の大系統たる自己の實現に對して、之を發揚せんことを務むるは、吾が民族の天職にして、天壤無窮の大自己の爲に、瞬間的小自己を棄てて、忠道を盡さざるべからず。

第二編 本體養成の方法 又自己修養の方法

第一章 總論

自己を修むるの道は種々あれども、身體の健康を維持するは第一の務なり何となれば、身體強壯ならざれば、如何なる事業も成し遂ぐるに能はざればなり。然れども、毫も智能を啓き德器を磨くにあらざれば、身體は如何に強壯なりとも、徒に牛馬羊豚の用をなすに過ぎず。又、如何に學業に熟達するとも、之を統率する德性を備へざれば、其の學業は却つて悖德・非道の行爲を助成するの具となるべし。故に、身體の健康と、智力の習練と、德性の涵養とは、自己を修むるの道に於て、須臾も偏廢すべからざるものなり。

必竟吾人の爲すべき道德上の義務は種々ありと雖も、其の根本たるものは自己一身に外ならず、故に自己に對する本務を論ずるは、

必ずしも他に對して特に自己を重んずるが爲にあらずして、他に對する道德を全うせんが爲の必然の準備たることを覺悟せざるべからず。

我身をばわれほど誰か思ふべき

われとあんじて我とをしへよ

君が爲民の爲ぞと思はずば

雪も螢も何かあつめん

第二章 自衛すること

自衛とは、肉體と精神との結合たる生命を保持・衛護することにして、身體を強健にし、精神を完全に保つを云ふ。

第一節 生命に對する自衛

人間萬事生命ありて、然る後種々の道德義務を盡すことを得るものなり。故に生命を成るべく永遠に保持して、人類の本分たる諸種の義務を果すことを爲さざるべからず。

第一 自殺すべからざること

吾人の生命を貴重し、長壽を欲するは天性なり、何人か自ら好んで生命を短縮するものあらんや。故に生命を輕んずるの傾向を減ぜんよりは、却つて怯懦にして生を惜み死を恐るゝの傾向を防ぐの必要なることあり。然れども、自暴自棄によるか、或は不幸不運の事情によるか、或は財産を使ひ盡して困窮に陥るか、或は非常なる耻辱に遇ひて、廉耻心の止む能はざる等の爲に、非常の苦痛に堪へずして、遂に自殺して此の苦痛を免がれんとするものに至りては、抑愚の極と云はざるべからず。斯くの如き非運の境遇に抵抗して之に堪ふるは、吾人の生命に對する義務なり。故に縱令人生の快樂は

悉く打ち破られ、生存は却つて苦痛の團塊たるが如き境遇に陥るとも、自殺して此の苦痛を免がれんと欲するは、迷誤の甚だしきものと云ふべし。

財産を蕩盡して困厄に陥りしことが、若し自己の招く處ならば、何ぞ前非を悔い、奮つて其の損害を償ふことをなさざる。若し又不幸不運の爲に然りしならば、是其の人の罪にあらざる故に、随つて眞正の耻辱にあらず、何ぞ意に介するに足らんや。又廉耻心の止む可らざるものありとするも、其の耻辱己の意志より出でしにあらざして、他の爲に強ひられしものなりとせば、其の耻辱は眞の不名譽となすに足らず、人言何ぞ信ずるに足らん。只要は自ら顧みて疚しからずんば、之を以て満足すべきなり、即ち良心の判断に一任すべきのみ。又耻辱を招くの原因眞に己に在りしならば、何ぞ奮勵して以て名譽を恢復することを勉めざる。此の場合に當りて、自殺して

其の耻辱を免がれんとするものは、怯懦の心情と謂はざるべからず。然りと雖も、眞理の爲、國家の爲、君の爲、公利・公益の爲、或は節婦が身を汚されんことを避けんが爲、若しくは武士が戦陣に臨みて勝算なきときの如き場合に於て、生命を犠牲に供するは、所謂身を殺して仁を爲すものなれば、決して此を前者と混同すべからず。若し之をも怯懦の爲に生命を捨つるものとせば、一切の誠忠・熱心は、爲に社會外に驅逐せられ、義勇奉公の精神を失ふに至るべし。蓋し誠忠・熱心の極は死を顧みざるより起るものなればなり。古來眞の大勇と稱すべき者は此の種の人なり。吾が國固有の大和魂も此の誠忠の心に外ならず。要するに、恐怖若しくは廉耻心の誤解より、又は迷誤より、自ら死を招きたる者は、之を道德上の義務を盡くせしものと云ふべからず。如何となれば、此等は、之より更に重要な義務を

犠牲として、徳義の外貌を装ふものなればなり。

君が爲世の爲何か惜しからむ

捨てゝかひある命なりせば

第二 肢體を切傷すべからず

自己保存の義務より明らかに生ずる結果の一は、好んで肢體を切傷することを禁ずるに在り。例へば、兵役を免がれんが爲に其の肢體を切傷するものは、第一國家に對する義務に背き、第二父母に對する義務に背き、第三自己に對する義務に背くものなり。蓋し身體は精神の舍る處なれば、必要あるにあらざれば、其の一部だも滅すべからず、之を滅するは一局部の自殺と云ふべし。

又、宗教上の信仰より難行・苦行をなすも可なれども、若し其の結果が健康を傷害するときは、道德上より之を排斥せざるべからず。然れども、唯自己の快樂を殺ぐに過ぎざるときは、之を否定するの必

要なし。如何となれば、吾人は自由に快樂を放棄し得ればなり。

第一節 身體の健康を保持・増進すること

此の義務は嚴密・狹隘の意義に解すべからず、若し之を餘り狹隘に解するときは、却つて人品を卑くし、極端なる利己に陥ることあるべし。吾人は宜しく一般普通の經驗に隨ひ、普通の注意を守るを以て適當とす。若し餘り些細のことに注意し、若しくは之を周密に固守するときは、他人我を視て陋劣となし、之を嘲笑するに至るべし。彼の食事毎に一對の天秤を持ちて其の飲食物を秤量せし伊國の「コルナロー」の如き、假令其の法を以て百歳の長壽を保ち得べしとするも、之を以て模範とすべからず。又哲學の大家「カント」の如く、其の氣管を害せんことを恐れ、戸外に於ては口より呼吸せざること、を規則として、常に獨行し、他人と語を交へざること、を計りしが如

き、餘り些末の事に注意するときは、齷齪小人の行爲に類し、肉體の保存よりは、却つて高尚なる思想を訓練すべき人類には適當せざるに至るべし。

ルーソー曰く、其の疾病を豫防するの恐怖は、却つて疾病の害より甚だし、生命を延長するにあらずして生命を消耗するものなり、假りに生命を延長すとも、猶人類に有害なり、何となれば、其の吾人に負はしむる憂慮は、吾人を社會より遠ざからしめ、其の吾人に起さしむる恐怖は、吾人を義務より遠ざからしむるものなればなり」と。故に細密に過ぎたる健康上の注意は取るに足らず、然れども適當の注意は之を行はざるべからず。即ち身體並に精神に有効なる事件は、其の嚴を厭はずして之を守らざるべからず。又吾人は出來得べき丈、運動に注意すべし。運動は單に體力を養ひ、健康を増し、肢體の發達を増すのみならず、精神を勇猛に誘き、漸次大なる危險に

當るの豫備をなさしむるものなり。殊に擊劍柔道の如き武術教練に於て然りとなす。

第一 勞逸の輪換をして規律あらしむること

善く働き善く遊ぶは眞に快樂にして、又勞働の結果をして有効ならしむるものなり。故に勞逸輪換に一定の規律あらしむることは、人の健康上及び日常執務上に缺くべからざるものと云ふべし。殊に心身を交互に使用することは、心身の經濟的用法と云ふべし。

第二 眠起の時を定め飲食を節すること

一晝夜間に於ける睡眠・勞働・休息の割合は、各八時間づゝを以て普通の標準とす。

吾人の健康を害するものは、多くは飲食の不節制より來るものなり。蓋し少壯の時代にありては、飲食を節すること老年の時の如く嚴密なるを要せずと雖も、暴飲暴食は直に健康に害あるのみならず、

ず、遂には自己の體態を節制すること能はざるの習慣を馴致し、其の害の及ぶ處決して尠少にあらざるなり。

第三 身體を清潔にし心意を爽快ならしむること

清潔は獨り健康に必要なものみならず、外形の美、秩序の宜、習慣の善良等の徳あり。且心意の修養に及ぼす影響も決して少からず。清潔の根柢は各自の身體に在り、身體既に清潔なれば、自ら不潔の衣服を着するに忍びず、身體・衣服共に清潔なれば、其の居室・園庭も亦自ら清潔となるべし。斯くの如き人民相集まりて町村をなし、郡をなさば、獨り個人の健康を増進するのみならず、又諸種の傳染病の害毒を免るゝことを得べし。

清潔は徒に肉體の健康を保つに有効なるのみならず、其の人の品性に益する處尠からず。第一清潔は他人に對して禮儀を失ふの陋態に陥ることなく、第二清潔を尙ぶ人は平生秩序ある勞働と綿密

なる注意とに馴致せらるるを以て、知らず識らず勤勉細心以て事に従ふの良習慣を形成することを得べし。凡そ體によりて心を制することは、徳を養ふものゝ祕訣とする處なり。

要するに、人の一身は單に己の所有とのみ思ふべからず、人は必ず家族の内に生活し、國家・社會の間に存在するものなるが故に、君に對しては臣民たり、父母に對しては子女たり、夫婦・兄弟・朋友・師弟の間、亦各盡すべきの義務あり、之を以て、吾人は家族・國家・社會に對して必ず其の生命を保持し、健康を進むるの義務あるものなり。夫の自己の健否は自己の勝手にして、他人の關する處にあらずとするものは、不徳の甚だしきものと謂はざるべからず。

第三節 勤儉すること

吾人の生活を保持せんには、必ず外物を攝取せざるべからず。凡そ

生物は、其の組織の成分と外界の物質とを絶えず交換して、因て以て生存するは自然の法則にして、其の外物中最も大切なるものは、食物・衣服・住居なり。即ち食物に依りて組織の代謝を補ひ、衣服・住居に依りて體温と外界温度との平衡を保たざれば、一日たりとも生活すること能はざるべく、此の他、方法物として、土地・金錢・家具の類も亦必要なりとす。斯くの如く物質的の必要物のみならず、人は心靈を有するものなれば、心意上の必要物即ち精神を慰安せしむるものを要す。其の重要なものを擧ぐれば、書籍・美術品、其の他學術上の諸器械の如き是なり。

以上の如く、外物は生活に必要にして、暫時も缺くべからざるものなれども、其の道徳上に關係するものは、一は使用の方法と、一は獲得の方法なりとす。

第一 外物使用の方法 儉

人は、外界の物品を取りて、之を使用するは自然の法則なり。されど茲に其の考究すべきは、如何なる程度まで、又如何なる方法を以て獲得し、之を如何なる場合に、如何なる方法、程度を以て使用すべきかに在りとす。

物品即ち財は、それ自身に價值あるものにあらず、唯方法物として價值あるのみ。即ち吾人の欲望を満足せしむるの効用あるを以て價值ありとす。故に財は方法物にして目的物にあらず、若し誤りて之を目的物とし、金錢を得んとして金錢を貪り、財を得んとして財を貪るは、所謂貪慾にして守錢奴なり。若し之を貪りて利用することなく、我が身の必要をも殺ぎて金錢を蓄ふるが如きは吝嗇と云ふべし。

カント曰く、吝嗇は唯節儉を誤るのみならず、又金錢の奴隷たる者なり、唯人の品位に反對するのみならず、又思想の自由に反對する

者なり」と。されど金錢も、自己保存、自己修養、又は教育、保養、慈善等の爲に之を蓄ふる必要あり。古語に曰く、人は財を有せざるべからず、財の爲に心を奪はるべからず」と。是財を蓄ふるの精神となすべきなり。但し財は、如何なる程度、如何なる範圍まで獲得・貯蓄すべきかに至りては、原理もなく、法則もなし。思ふに古聖賢の財を賤しみ道徳を貴びしは、高尚なる論なれども、財を利用して道徳的の行を爲すは一層賞讃すべきことにて、財は決して賤しむべきものにあらず、又道徳と相容れざるものにあらず。畢竟財は往々人慾を惑はし、貪慾・吝嗇に陥らしめ、或は傲慢・遊惰に陥らしむるが故に、之を戒しめたるのみ。富めるに於て何の不道徳かあらん、巨萬の富を有する何の不徳かあらん、只其の徳と不徳とは、之を使用する方法如何にあるのみ。

財は労働の結果なり。己の労働より得たる財を以て、國家の爲、社會

の爲、又人の爲に盡すは、美德の大なるものなり。之を以て貧民を救助すべく、之を以て學校を設立すべく、之を以て子弟を教育すべく、之を以て公共の利益を起すべし。然れども、其の利用を誤るときは驕奢となる。驕奢は吝嗇の反對なる惡徳にして、往々貪慾と並行することあり。アリストテレス曰く、驕奢なる者は貪慾となる。何となれば、其の慾の爲に使役せられて忽ち其の資を失ひ、一たび之を失へば勢ひ不義の利を貪るに至り、既に利の爲に其の品位・名譽を顧みず、唯貪りて飽くことを知らず、何ぞ他を反省するに違あらんや」と。

世上富者を尊敬するは、一は其の勤勞の功に酬ゆると、一は其の公利・公益の爲に之を使用するに因れり。縱令富者と雖も、守錢奴ならば、何ぞ尊ぶに足らんや。

節儉は人の美德にして、唯自衛の義務のみならず、人の品位に關す

るものなり、無益の費を節し、下等の快樂を慎しむは、將來の爲を慮るのみならず、人として最も貴き獨立自營の位置を造り、品位を高くし、高潔の思想を表はすものなり。人にして、其の生計に於て獨立せずんば、其の他は何事に於ても獨立すること能はず、自己の眞正なる能力に頼らずして、他人の恩惠施與の下に生活し、或は借財して衣食するときは、其の精神も卑屈となり、随つて自己の信ずる所を實行すること能はず、故に獨立の品位を保たんと欲せば、平日に於て、常に其の餘財を蓄ふることを爲さざるべからず。フランクリン曰く、節儉せよ、獨立は君の楯なり、君の甲冑なり、此の楯此の甲冑ありて後、始めて君は獨行することを得べし」と。

又曰く、負債を爲す者は悲哀を買ふ者なり、見よ、負債の爲に奔走する時は何事を爲し得るか、若し其の期限に至て返還すること能はざる時は、債主に對して赤面し、戦々兢兢として債主に談じ、慈悲を

乞ひ、寛容を乞ひ、漸く其の眞徳を失ひ、卑むべき僞を爲すに至るべし、虚言は負債の背に誇れり、自由なるものは誰に對しても恐れなく、誰と談じても恐れなし、貧困は人の精神と善徳とを剝奪し去る、嗚呼空虚なる金囊を以て正直に獨立せんことは難いかな」と。

奢侈と吝嗇と節儉とを、其の使用の目的より區別するときは、唯快樂のみを目的として使用するときは之を奢侈といひ、唯所有のみを目的として使用せざるときは之を吝嗇といひ、所有若しくは快樂の爲にあらずして、現在若しくは未來の必要の爲に使用するときは之を節儉と云ふ。

又金錢は、其の使用の時と場合とにより、善ともなり悪ともなるものなり。即ち大金を費すも奢侈とならざることあり、少額と雖も無益の事に用ゆるときは奢侈となる。故に金額の多少を以て善悪、儉奢を定むべからず、唯其の方法と精神とによつて之を定むべきなり。

り。

第二 物品獲得の方法 勤

生活に必要な物品を獲得するには、勤勞に依らざるべからず、其の最も廣き意義に於ては活動を云ふ。此の意義より推すときは、天地間の萬物勤勞せざるものなく、物として運動の態度、活動の状況に在らざるものなし。故に吾人の勤勞をなすは自然の本分と云ふべし。勤勞は、必要なり、義務なり、快樂なり。即ち勤勞は身心を活動す、身心の活動は愉快なり、殊に勤勞によりて一事業を成功せしときは、一層の愉快を感じ、又常に身心を労働に慣らすときは、労働せざれば却つて不愉快を感じ、斯く生活に必要な労働に愉快を附加せしは、自然の妙と云ふべし。或は遊惰は快樂なりと云ふものあれども、十分に勤勞を盡したる後に休業するこそ眞の快樂を感じるものなれ、平常爲すこともなき者は、却つて無聊の苦に堪へざるべし。

く、遊惰に耽る何の快樂かあらんや。勤勞は必要なり、勤勞にあらざれば幸福を得ること能はず、勤勞に依らずんば父母・妻子を養ふことは勿論、何を以て後日の爲不時の用に供する物品を得べけん。故に天下到る處盡く勤勞によりて生活す。不幸なる野蠻人と、文明・幸福なる人民とは、如何なる點に於て異なるか、唯其の勤勞の程度・方法の異なるに依るのみ。若し一日たりとも人類社會に勤勞の絶ゆることあらんか、其の社會に及ぼす不幸は如何。實に今日の文明を致し、諸機械の發明ありしも、皆勤勞の結果に外ならざるなり。之に反して、遊惰は敵と思ふべし。彼のスペイン人は、亞米利加の金鑛を發見して遊惰に耽りし爲、忽ち零落して、遂に今日の狀況を呈せしにあらざや。勤勞は義務なり、勤勞によりて各人は其の品位・名譽を保ち、安全なることを得。若し此の義務を果さざるものあらんか、社會は爲に各

人の安全を妨害し、秩序は之が爲に亂れん。アリストテレス曰く、「幸福なる人は、睡眠の人にあらず、必ず覺醒したる人なり」と。其の覺醒したる人とは勤勞する人を云ふなり。又活動は、之を有益に用ひらるるときは、之を勤勞と云ふ。故に其の勤勞的なると精神的なるとを問はず、社會・國家に有益なるときは、之を正當の勤勞と云ふ。世上、勤勞の種類に尊卑の別あるが如く思ふは、唯其の生産の多少と、其の修養の難易によりて報酬に多少あるとを以て、俗眼には貴賤・尊卑の別あるが如く見ゆるのみ。或は學藝・軍事・政治等に關するものを高貴の勤勞と爲し、農・工・商等勞力に關する者を卑賤の職業と爲せるは、大なる誤なり。勤勞は人類自然の本分たるのみならず、之に因て種々の徳性を養ふことを得べし。即ち勤勞は人に從順を教へ、節制を教へ、又細心・忍耐の諸徳を馴致す。懶惰は衆惡の生母なり、惡魔の工場なり、勤勞を

厭ひ安逸を望むは、萬惡の根源なり、小人閑居不善を爲すとは之を云ひしなり。啻に小人のみならず、爲すこともなく茫然時間を空費するときは、善良なる性質の人も漸々遊惰に流れ、劣情邪念隙に乗じて其の心を侵すに至るべし。然るに正當なる事業に従事するときは、心專一にして劣情起る能はず、邪念萌すの暇なく、勤勉、正直の習慣を形成し得らるべし。實に勤勞は萬善を生む母なり。徳義は勿論、才學、勳功、名譽、財産、其の他一切の幸福は、一として勤勞に依らざるはなし。

人生の眞價は、其の事業を以て測るべし、其の年齢を以て測るべからず、假令百歳の長壽を保ち得たりとも、放逸遊惰の中に醉生夢死せば、敢へて長壽と云ふべからず、之に反して、弱冠にして夭折すと雖も、生前の功業身後に滅せずんば、敢へて短命なりと云ふべからず。古語に、生きて時に益なく死して後に聞ゆるなきは、是自棄なり。

と。古來大事業を成功せし人を見るに、皆勤勉苦行の結果に非ざるはなし。世には、勤勉度に過ぎて其の心身を傷つくるものありと雖も、放逸、懶惰の爲に其の身を誤まるものに比すれば、其の十の一にだも及ばざるなり。

第三章 自制すること

自制とは、體慾、欲望を抑制し、感情を中正ならしむるを云ふ。吾人は肉體と心靈との結合たる生命を維持せんと欲せば、必ず此等の諸能力に依らざるべからず。故に感情、欲望、體慾は、之を卑しむべきものにあらざるのみならず、一身の榮達を計り、有益なる事業を起し、社會をして文明の域に至らしむるものは、主として此等の諸能力に原因するものなれども、情慾は駿馬の善く走りて、其の當に行くべき處を知らざるが如きもの故に、若し其の奔逸に任して適當な

る制御を施すこと無くんば、或は溝壑に陥り、深澤に轉じ、遂に其の身を失ふに至るべし。要するに、此等の諸慾は、往々必要の度を超えて脱出することあるものなれば、之を必要適度の範圍内に抑留し、所謂中庸を保たしめざるべからず。換言すれば、吾人は明晰なる理性と、鞏固なる意志とにより、其の中正を維持して、道德的生類たる吾人の本分を盡さざるべからず。

第一節 體慾を制すること

體慾は、肉體維持に必要にして、片時も缺くべからざるものなり。而して體慾の目的に二あり、一は功益にして、一は功益に伴ふ快樂なり。其の功益に對しては、決して咎むべきものにあらずれども、快樂に對しては、抑制せざるべからず。蓋し功益と快樂とは必ずしも一致するものにあらずして、往々快樂の功益に超過することあるは、

吾人の常に經驗する處なり。例へば、食物は榮養の爲なりと知れども、之に伴ふ快樂ありて、其の快樂に欺かれ、快樂を貪りて必要の度を超過することあり。故に身體の健康を求めんと欲せば、快樂に適當の制限を加へざるべからず。要するに、感覺の快樂と生理上の必要との間に、斯くの如き差異不同を來すを以て、道德上之が制裁を加ふる必要あるものなり。然らば快樂の適度とは如何なる程度なるか、是甚だ難問なり。蓋し吾人の實際上の標準に庶幾きは、常に飽滿に至らずして止むにあり。古人も、歡樂極まりて哀情生ずと云へり。飽滿は却つて心身を懶惰にし、種々の不徳の根源をなすものなり。世の不義を行ひ罪を犯す者の多くは、其の初めに快樂の節制を怠りたるに因るものなり。

感覺の快樂の濫用を稱して不節制と云ひ、其の正當なる使用を稱して節制と云ふ。貪食・亂醉・荒淫は不節制なり。

自衛の義務より来る必然の結果として、健康を害すべからず、生命を短縮すべからずとせば、先づ第一に體慾を節制すべきは理の當然なり。何となれば、不節制は生命を短縮するものなればなり。故に不節制をなすものは、自殺しつゝある者と云ふべし。ソクラテスは、「節制は人をして自由ならしめ、不節制は人をして禽獸たらしめ、奴隸たらしむるものなり」と云へり。

第一節 欲望を制すること

人に欲望の存するは、他動物と異なる處にして、所謂人類の品位を保つに必要なものなり。故に欲望は、之を節制せんよりは、寧ろ之を満足せしむる方法・手段に就きて講究せざるべからず、實に其の方法の良否は、善惡・正邪の分るゝ處なるを以てなり。名譽の慾、勝他の慾の如きは、人類の生存上必要缺くべからざるものにして、吾人は

此の慾の爲に事業を成功し、開明の域に到達せしなり。然れども、之を満足せしむる方法に至りては、往々權謀・術數・陰險・詐謀・傲慢・猜忌・嫉妬・便佞・卑屈等の諸惡徳を生じ、道德墜廢して、暗黒世界に陥ることあるものなれば、能く其の中正を保たんことを勉めざるべからず。

第三節 激情を制すること

人は感情の動物にして、或事物に非常に興味を有するか、或は某事件に關して深く感ずることあるときは、心奪はれ、魂飛び、全身熱し、省察・顧慮の暇なく、自他の義務を放擲し、甚だしきは其の生命をも棄て、顧みざることあり。此の時に當りて、靜かに道理を辨へ、是非利害の存する所を明らかにし、其の激情を制止するの習慣を馴致することは、最も重要なることなりとす。然らざれば、測らざる災害

を招き、常に不幸の中に生活せざるを得ざるに至るべし。激情中最も著しきものは忿怒なり。それは後章述ぶる處あるべし。感情一たび激昂するときには、道理の力も多くは之を制する能はざるものなれば、他の情を以て之を制するを可とす。例へば忿怒に堪へざるときは、閑靜なる音楽を聴き、不平に堪へざるときは、山川に遊びて其の心意を快活ならしめ、以て一時の激情の眞に無益なることを悟るに勉むべし。

感情極度に達するときには、其の勢ひ當るべからざるものなれども、暫時にして衰退するものなり。故に激情の起りしときは、暫く之を忍耐するの習慣を養ふを要す。何となれば、人生の禍福は、實に此の一轉機の忍耐如何によること多ければなり。

第四章 自育すること

勅語に、學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就しとあるは、明らかに吾人に自育せざるべからざることを示されたるものなり。

第一節 智能の啓發

吾人は、己に備ふる能力を十分發揮し、之を啓發育成するの義務を有す。これ道徳的生類たる本分たるを以てなり。

第一 知識 能く知ること 能く知る者

人は、其の智を開き、之を明らかにせんが爲、書を読み見聞を廣めざるべからず。故に聖人の書は勿論、各種の學術・技藝に關して攻究すべきなり。然るに、世には理化・博物の如き學科は、物質上の學問として之を賤むものあれども、そは大なる誤りなり。理學は、事物の眞理を理解し、之によつて利用・厚生の道を開發することを得るものに

して、現今に於ける諸器械の發明、文明の發達は、實に理學の賜と云はざるべからず。其の他道德行爲を補助することも亦多し。即ち理學者の高尙なる心は、情慾の節制となり、無智・無謀の不幸に陥るの豫防となるものなればなり。

開智に就きて注意すべき條項を擧ぐれば、

- 一、其の攻究せんとする學科を、成るべく深く研究すべきこと。
- 二、各、其の資力と體力との許す限りは勉學すべきこと。
- 三、唯己の職務に必要な事項に止めず、及ぶ限りは一般必要の事項を研究すべきこと。
- 四、學業を選択するに當りては、其の天性に適ひたるものを選びべきこと。

要するに、苟も學業を修めんとするものは、中庸に所謂「人一能之、己百之、人十能之、己千之、果能此道矣、雖愚必明也、雖柔必強也」の語を銘

記すべし。

第二 聰明

能く判断すること 能く判断する者

「君子は視ること明ならんことを欲し、聽くこと聰ならんことを欲す」とあり。聰明とは即ち之を云ふなり。アリストテレスは、聰明を以て知識と實行との中間に置けり。即ち此の能力は、疑惑起りて決し難き時に用ふるを以て、單一の知識と區別し、又批評的にして判断に止まるを以て、實行の力と區別す。蓋し聰明は、事物・人物・事變等を批評・判断する力にして、往々實行の能力と並行せざることあれども、其の實行を助くることは明らかなり。而して此の聰明を暗昧ならしむるを惑と云ふ。惑に主觀的と客觀的とあり。

主觀的の惑。(其の原因己に在るものを云ふ。)

一、信仰

信仰は、事物の判断をして往々誤まらしむることあり。予は神佛

を信ず、予は某若しくは某黨派の宣言を信ず、故に神佛の云ふ處、若しくは某々の云爲する處は、眞理なり正當なりと判定するが如し。

二、自己の利益

某々の言行は、眞理若しくは至善なることを確認せずと雖も、之に附和・雷同せざれば、損害を招くの恐れあるものあり、例へば予は某の政黨員なり、故に其の黨議は正論なりと云ふが如し。

三、感情

感情中、愛憎は特に判断をして誤まらしむるものなり。例へば予は彼を愛す、故に彼は世界中最も賢明なるものなり、予は彼を惡む、故に彼は下等の人物なりと云ふが如し。

四、自愛又は自信

人は何事に就きて、自己を正當なりと信ずるものなり。自信の

強きものは、他人の道理を聽容することなく、自己の説を以て最も正當とし、又智者とし、甚だしきは他の正しき説を否定するに至るものなり。

五、相互の嘲罵

互に嘲り合ふときは、遂には意地となりて、不正當と知りつゝ、其の判定を曲ぐるに至ることあり。オーガスタン曰く、人をして互に相譏らしむること勿れ、若し相譏らば、始めこそ相當の譏なれ、遂には不相當の譏たるを免がるゝこと能はざるに至るべし」と。

六、爭論及び反對

互に反對するとき、又は爭論するとき、能く事理を考へずして、妄りに評論す。例へば激論の結果、互に眞理を忘失して、枝葉に走り、或は本據を失して、末葉を争ひ、或は一語一句を捉へて之を争ふが如し。

七、阿諛

何事も之を讚し之を賞するの僻習に陥りしものは、正當の判定をなすこと能はず。

八、不敏・淺慮

能く事理を考究せず、又は諸方面の關係を慮らず、直に人の言語を信じ、又は人を賞するが如きは、往々判断を誤まることあり。

客觀的の惑（其の原因已以外に在るものを云ふ）

一、實際には善惡眞僞混合するが故に、之を混同するより生ず。實際の事物・事變に於ては、正邪・善惡・利害相混淆するものなれば、之が爲に、屢其の判断を誤まることあり。眞に聰明と稱すべきものは、其の善惡・正邪を鑑別するに在れども、世人の多くは然らずして、過誤を來すことを免れず。又人には美醜・長短あり、其の短所を認めて其の人の長所をも捨て、或は其の長所のみを認めて其

の人の短所をも賞揚することあるものなれば、其の識別に關して能く注意せざるべからず。

二、能辯巧言若しくは甚だしき毀譽の文章より來る。

能辯巧言に惑はされて、善惡・正邪を誤まり、或は新聞・雜誌等の記事によりて、判断を誤まることあるは、世人の常に認むる處なり。孔子曰く「巧言令色鮮かな仁」と。

三、外觀若しくは風説を基とするより來る。

彼は高位に居る、故に學者なり、賢明なり。彼は疑ふべき人物と同伴す、故に善き人にあらず。彼は美服を着す、故に尊敬すべき人なり。彼は服装醜し、故に卑しき人物なり。某は政府を攻撃す、故に謀反人なり。彼は政府を稱讚す、故に政府黨なりとするが如し。又人は談話の癖として、大言・壯語を吐きて人の耳目を惹かんとする風あり。爲に針小・棒大、一犬虚に吠えて萬犬實を傳ふるが如

きことありて、其の判断を誤まらしむるものなり。

四、偶然の出来事より推論したる惑。

某醫師は或病人を治療し能はざりしを以て、直に下手なりと断定し、某辯護士は某訴訟事件に失敗せり、故に無能なりとするが如し。

五、權威勢力の誤解より來る。

權威あり勢力ある者より出でたることは、何事を問はず善良なりと思ひ、卑賤の者の云ふことは、一概に愚論なりと思ふが如し。是威權ある人の説を全く關係なき場合にまで用ゐしものなり。吾人は、勢力ある人の言は盡く眞理なり正當なりとは思はざれども、知らず識らず吾人の判断には之と同一の結果を來すことあるものなれば、注意せざるべからざることなり。惑を生ずる原因斯くの如しとせば、吾人は常に之を心に存して、其

の聰明を養ふの資に供せざるべからず。又斯くの如き惑なからしめんと欲せば、益、叡智を研くの外なし。論語に「智者不惑」とは夫之を是謂ふか。

第三 賢 慮 能く慮ること 能く慮る者

賢慮とは、事を爲すに當りて、能く其の利害得失を推考して後に之を實行するを云ふ。

賢慮に二種あり。一は自己の利害を能く了解する一身上の賢慮と、一は他人の利害に關する公共の賢慮之なり。前者は利己的のものなれば、賢慮にあらずと云ふ者あれども、時と場合とによりては、二者其の間に輕重を認め難きことあり。例へば國務大臣が賢慮以て能く事を處するは、唯己一身上のみならず、他人の爲國家の爲に能く慮ることゝなることあり。又吾人は情慾と利益、利益と正理との間に争を生ずることあり、此の時に當り、情慾を去りて利益を取り、

利益を捨て、正理に従ふが如きは、己一身を基本として能く慮るものと云ふべし。

賢慮の特性は、目前の利害得失に注意するは勿論、更に未來に於ける其の自然の結果如何を推考するに在り。即ち現在を未來に比して、其の輕重前後を較り、豫め其の結果を知るを要す。故に假令現在には不利不便なりとも、將來に利益便利を來すものは之を執行せざるべからず。

賢慮に就きて心得べき個條を擧ぐれば、

- 一、目前には善なるも將來に大なる害を生ずることを行ふは不徳なり。
- 二、目前には苦痛なるも將來には善なる者を耐へ行ふは大徳なり。
- 三、小善を捨て、大善を取れ。大損を捨て、小損を取れ。

四、大善・大悪を知るは必ずしも其の事の明確なるを要せず、大體に之を判断するを以て足れりとす。
モンテーン曰く、學問は博く學び多く知れるを以て能事とせず、必ず之を同化して自己の力となし、以て活動を盛にし、識見を高うし、感情を優尙ならしめざるべからずと。古來卓越の識見あり賢慮ある人とは、多く此の種のことを云ひしなり。

第二節 意志の養成

義務は人々の行爲を規定せしものにして、行爲は意志より起るものなれば、義務を行ふべしと云ふは、取りも直さず意志を養成せよと云ふに均し。而して如何なる義務も、情慾を節制せざれば之を遂行すること能はず、故に意志を以て情慾を節制し、決して情慾に使役せらるゝが如きことなからしむべし。此の元氣を稱して勇と云

ふ、勇は既に述べしが如く意志の異名にして、節制は五官の快樂に對する勇なり。義俠と慈善とは、他の利益の爲に、自己の利益を抛棄するの勇なり。論語に所謂「克己復禮」とは之を謂ひしなり。

第一 誠實

誠實とは、思想と言語、言語と行との一致を云ふ。即ち心中に在る己の思想を其の儘表出するを眞言と云ひ、否らざるを僞言と云ふ。世上或は僞言を分ちて、欺騙の意志ある悪意の僞言と、唯言辭の上止めて害を爲さんと欲する意志なき言語上の僞言とに區別するものあり。然れども僞言に二種あることなし。たとひ其の事實及び結果に大小ありとも、其の不徳たるは一なり。カントは、僞を内外に分ち、(一)は自己の心を欺くものにして、己に對する義務を缺き、(二)は他人を欺くものにして、一の僞言は内外の僞となるものなりと云へり。故に聰明賢慮と雖も、眞實の言語を缺くときは其の徳を全う

すること能はず。今世動もすれば權謀術數を用ひて以て得たりとなし、一點赤誠の存せざるものあるは、慨すべきの至りなり。

第二 黙秘

虚言の不徳なること前述の如し。然らば吾人は何事も明らかに心中に在る思想を盡く他に語るべきか、即ち心中に在ることは誠實に盡く吐露すべきかと云ふに、決して然らず。吾人は其の知ることを盡く他人に語るべからざるのみならず、却つて其の口を緘して、必要あるにあらざれば妄りに語るべからざるの義務あり。何となれば、他人のことを妄評するは、他人の名譽を害するのみならず、一方には自己の品位を墜すものなればなり。彼の多辯者が、前後の思慮分別もなく、輕卒に無用の事を喋々するは、黙秘に對する不徳の行爲と云はざるべからず。古來、親は子の爲に隠し、子は親の爲に隠す」と云ひしは、此の義務を謂ひしなり。又國家若しくは軍事上の秘

密を敵國に漏らすが如きは、法律上重罪たるを免かれず。

第三 約束を守ること

虚言は不徳の行爲にして、人の品位を下す者とすれば、約束に背くは猶一層甚だしきものと云ふべし。違約に二様の別あり、初めより偽りて約束すること、後に約束を破ること、是なり。又約束にも二様ありて、一は單純なる承諾のみにして、一は其の承諾は必ず實行し得らるゝことの確認の承諾なり。故に後者に背くときは、二重の偽をなすものと云ふべし。

約束は他に強迫せられて爲したるにあらず、各人の自由意志によりて決定せしものなれば、必ず之を履行せざるべからず、之に背くは自ら己の心を欺くものなり。

約束は、其の當初に於て決行し得べきや否やを熟考して後になすべし、否らざれば、己之を實行せんとするも他の事情の爲に阻碍せ

られ、其の結果は最初より欺きし者と同一視せらるゝに至るべし。又約束の當時に於ては、其の不正不義なることに氣付かず、後に至りて其の不正不義なることを發見することあり。此の時に當りては、翻然悔悟し、其の約束を破棄するを以て正當とす。然るに世の青年子女中、往々之を悔悟するも、尙前約を履行するを以て勇者とし、正義とし、破約を以て卑屈とし、怯懦と思惟し、前途を誤まるものあるは、憐むべきの至りなりとす。孔子曰、「信近於義言可復也」と。

第四 勇氣

勇氣とは、善若しくは正と認むる所の事は飽まで之を遂行し、悪若しくは邪と認むる事は之を爲さざるの徳にして、諸徳を實行する基礎となるものなり。例へば節制に對しては、情慾を制するの勇氣を要し、節儉の徳を全うせんには、奢侈と吝嗇とを制するの勇氣なかるべからざるが如し。

人生を圍繞する百般の襲撃中、其の最も恐るべきものは死に若くはなし、其の死に至るべき一切の危険を顧みざる一種の勢力を勇氣と云ふ。故に之を演繹して、苦痛を恐れざるものを勇者と云ひ、猶之を演繹して、不運・不幸・貧困・悲哀に堪ふる者を勇者と云ふ。死を恐れざるの勇氣に三種あり、眞の勇、失望の勇、及び匹夫の勇なり。他より脅迫せられて、己むを得ず死に至るは眞の勇にあらず、例へば兵士が敵前を退却して、却つて斬殺せらるゝが如き、又法を犯して其の罪に服するが如きは、己むを得ざるに出でしものにして、眞勇にあらず。但し怒と勇とは之を混すべからず、怒は苦痛の刺戟を受けて、盲目的に活動するものにして、獸類の勇と選ぶ處なし。又酔狂者の如く一時奮進するも、其の一蹶するや忽ち逃匿するが如き、或は無智の結果、常軌を逸したる事をなすが如き、何れも皆眞勇と稱する能はず。失望の勇は自暴自棄より來る盲目的勇にして、匹

夫の勇は己の勇に誇りて亂暴狼藉をなすもの、所謂暴虎馮河の類の如きを云ふ。

眞の勇とは、其の心恆に定まりて、如何なる急遽の危険に遭遇するも、或は如何なる突然の事件に遇ふも、泰然として自失することなく、安心して事に當り、決して懼れざるを云ふ。孔子嘗て禮を大樹の下に講ぜしとき、宋の桓魋兵を遣はして突然之を圍みたりしも、孔子は神色自若として曰く、天徳を予に生ぜり、桓魋夫予を如何せん哉と云ひて、少しも懼れざりしが如きは、眞勇と謂ふべし。

抑、勇氣は、度を以て論ずべき者にあらず、性質を以て論ずべき者なり。大難を犯したるが故に大勇にして、小難を犯したるものが小勇なるにあらず。又大難を避けたる爲に大卑怯にして、小難を避けたる爲に小卑怯なるにあらず。要するに、必要なるときは危険を犯して、苟も避けざるものは勇者にして、而も不必要なるときは小危険

なりとも之を避けんこと大切なり。但し必要なる危険を犯せる大小に依りて、其の功績にも大小の差等あるは勿論なりとす。故に先づ其の事の必要なりや否やを考へて、之を行ふを宜しとす。又勇氣を武勇と文勇とに區別することを得べし。武勇は、勅語に所謂一旦緩急あれば義勇公に奉ずるの御聖意にして、戦争の危険に際し、生命を惜まず勇往突進するを云ふ。武人の尊敬を受くるも亦之に原因し、且最も強く人の感情を惹くものなり。文勇は、武勇の如く人目を驚かすこと少けれども、人間の過半の事業は、之に依つて成功するものなれば、一層高尚にして且貴重すべきものなり。即ち正義の存する處は、水火をも避けざるの勇氣にして、事普通の行爲に屬すれども、之を行ふの困難に至りては、一層甚だしきものあり。蓋し武勇は一時の激情に因りて起ると雖も、文勇は心恆に定まるにあらざれば、泰然として之に應ずること能はざればなり。

第五 忍耐

ればなり。

忍耐は消極的勇にして、人の最も困難とする處なり。何となれば、唯危険に堪へ之に抵抗するのみならず、危険を恐れ怒ることなく、禍害・苦痛を忍ぶの勇氣なればなり。吾人は、多くは此の勇氣に因りて、日常の事業を成功するものなり。

世間死を恐れざるの勇は、尠からずと雖も、能く千種萬態の艱難に耐へ、百折不撓の勇氣を有するものは、極めて少し。古語に「生は難く死は易し」とは之を是謂ひしなり。人の將來の目的は、實に忍耐に因りて達し得らるべし。古人が諸種の事業を成功せし事蹟を見るに、皆然らざるはなし。

孟子曰、天將降大任於人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身、行拂亂其所爲、以動心忍性、曾益其所不能、

凡所遭患難變故、屈辱讒謗拂逆之事、皆天之所以老吾才、莫非砥礪切磋之地、當慮所以處之、欲徒免之不可。

憂きことのなほ此上に積もれかし

限りある身の力ためさん

耐忍と頑冥との區別

エビクタラス曰く、「余の知人某嘗て何の理由なくして自ら餓死せんと決心したり、其の第三日目に余行きて其の何事たるかを問へり、彼曰く「余は既に決心せり」と、余曰く「よし、然れども何故に汝は斯く決心せしか、若し汝の決心正當ならば吾汝の死を助くべし、若し不正當ならば之を變更せしめざるべからず」、彼曰く「余は余の決心を保たざるべからず」、余曰く「吾人は吾人の決心を悉く保有することを要せず、唯其の正當なるもののみを保有すべきのみ、若し汝日中を暗夜と妄想し、余は余の決心を保たざるべからず」と云はゞ如

何、汝何ぞ汝の決心は正しきか否かを究め、先づ基礎を立て、然る後に決行せざる、何となれば、基礎不安なれば、構造の愈、高大なるに随つて愈速かに顛覆し易ければなり。今汝は何等の理由なくして、小にしては一個人の生命を奪ひ、大にしては國家の一人を滅ぼし、又吾人朋友の一人を殺さんとす、萬一余を殺さんとの思慮汝の頭上に浮ばゞ、汝は尙此の決心を保たざるべからざるか」とて、辛うじて此の知人を説服したり」と、噫、愚人は濟度すべからず。又昔一俠客あり、寒中單衣を着け、團扇を用ひ、暑中綿入を重ね、煖爐を擁して、其の忍耐、勇氣に誇りしものあり。斯くの如きは常識を缺けるものゝ行爲にして、狂と云はざるべからず。

第六 恆心

恆心とは、人の平素備ふべき善心にして、富貴貧賤の如何に因りて變ぜざるの徳、即ち富貴にして驕らず、貧賤にして悲まざるものを

云ふ孟子答齊宣王曰、無恆産而有恆心者、唯士爲能、若民則無恆産固無恆心、苟無恆心、放辟邪侈、無不爲己。中庸曰、君子素其位而行、不願乎其外、素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難、君子無入而不自得焉。

榮枯盛衰の常なきは、東西古今とも之を述べたり。釋迦は之が爲に發心修行して佛説を開き、耶蘇亦博愛を唱へて衆生を濟度せんとし、其の他各種の宗教何れも安心立命の道を悟らしめんことを勉めざるはなし。

人事未だ開けず、厄運頻りに至れども、之を避くるの方法を知らざりし時は云ふに足らず。文明の今日學問大いに開け、理化の學愈詳かにして、自然の勢力を凌駕するの時に至りても、尙榮枯盛衰の變化は實に期し難し。此の時に當り、安心立命以て恆の心を失はざるは、大なる美德と云はざるべからず。黃門義公曰く、有れば即ち有る

に隨ひて樂み、若し無ければ無きに任せて晏如たり。孔子曰、賢哉回也、一簞食、一瓢飲、在陋巷、人不堪其憂、回不改其樂、賢哉回也。又曰、朝聞道夕死可矣と。

あすありと思ふ心のあだ櫻

夜半にあらしの吹かぬものかは

世の中はなにかつねなる飛鳥川

きなふの淵ぞけふはせになる

第七 忿怒

怒は心情の平和の破れしものなり。古人或は怒を以て勇の如く思ひしも、之大いに誤れり、妄怒は人類よりも寧ろ獸類に近きものと云ふべし。

アリストテレスは忿怒を二種に區別せり。即ち一は暴發性にして、容易く怒り又容易く靜めらるゝものにして、一は永く養はれ永く

蓄へらるゝものなり。前者は通常の怒にして、後者は憎惡・復讐・嫉妬等に變ずるものなり。

又人には盲目的忿怒と高尚なる忿怒とあり。眞に怒らざるべからざる事あるときに怒り、又は己に不正の害を加ふるものあるとき、或は道理に反したる所業をなせしものあるときに怒るは、高尚にして君子の怒なり。然れども、高尚の怒と不徳の怒との中庸を得ること難し。アリストテレス曰く、精密に吾人が怒るべき事件・人物・場合及び時間の長短を定め、其の正當・不正當を定め難し。何となれば、吾人は往々容易く順へる者を稱して溫和と賞し、又怒り易き者を稱して勇壯なりと呼ぶことあればなり」と。故に之を定むるは、特殊の場合に應じ、道德上の感情に任ずるの外なかるべし。

第八 自重

人は自ら其の身を重んじ、其の身を敬せざるべからず。而して人の

自由意志は其の尊嚴を構成する者にして、各人の選擇如何に依るものなり。故に卑屈・陋劣の方法を以て恩愛を歎願するが如きは、己自ら其の品位を損する者なり。又輕舉妄動して自ら其の身を窮境に陥るゝが如きは、自重の精神に乏しきものなり。又人は常に自己の心中に、己の道德的能力の貴重なることを自覺せざるべからず。何となれば、吾人の自己に對する義務を成立する者は、實に此の自己を評價することに存すればなり。

之を詳言すれば、自己の權利を蹂躪せらるゝこと勿れ、己が償還の見込なき負債を爲すこと勿れ、受けずとも可なる施與を受くること勿れ、寄食者となる勿れ、佞人となる勿れといふに在り。それ身體より生じたる不平・悲歎は、假令一號叫たりとも己の品位を耻かしむるものなり。彼の囚人が死に就く際、猶其の凜然たる剛氣を有するものゝ幾分か賞讃を受くるは之が爲のみ。

自重せんとする者は自愛せよ、自重せんには自治・自力に依るの精神を發揮し、獨立・自營の道を講ずべし。古人曰く「自ら侮りて人之を侮る」と、又曰く「物腐敗して後に蛆之に生ず」と。

第九 傲慢

自重と傲慢とは甚だ混じ易きものなり。抑、自重は吾が尊嚴を保つものなれども、傲慢は唯己の他に勝れたることを過大にしたる者、即ち些細のことを誇りて他人を壓伏せんとする者なり。殊に富貴に誇り門閥に誇るが如きは、傲慢の最も賤しむべきものと云ふべし。然れども、他人の傲慢に對しては、或は自重して己の尊嚴を保たざるべからざることあり。傲慢の最も卑近なるものは、虚飾なり、高襟なり。虚飾は人の陥り易き情慾なれば、務めて之を避けざるべからず。

第十 謙遜

謙遜は傲慢の反對なる徳にして、又自重とも衝突するものにあらず。己の眞に所有する材能を正當に使用するは道德的行爲にして、之を使用せざる者こそ反りて怠惰なれ。故に自己を輕視する人は、自己の能力を利用せんとする者にあらず。謙遜は唯外形に顯はるるのみならず、又心中謙遜なるを要す。外形の傲慢は勿論避けざるべからざれども、去りとして心中自ら高ぶりて己を欺くべからず。外貌は謙遜の君子の如くして内心大いに傲慢なるものあり、是最も卑しむべきことなり。内心も外貌も、言も行も、共に謙遜ならんことを要す。若し己果して不能ならば、孔子の所謂「知らざるを知らずとせよ、是知れるなり」との格言を守るべし。然れども謙遜の程度・方法に至りては、確然たる法則なきものなれば、唯之を各自の良心に問ひて決すべきのみ。

第三編 應用論

第一章 總論

道德上の義務とは、道德上善と認め人々の爲さざる可らざる行爲と認むるものは、其の結果の如何に拘らず、如何なる場合に於ても、是非とも行はざるべからざることを強ふる所の命令を云ふ。故に吾人は、自ら損害を招くとも或事は爲さざるべからず、己の財産、生命を捨て、も國家の爲に盡さざるべからず、畢竟義務とは善の異名なり。然れども、其の善を行ひ正を爲すに當り、之を爲さんことを強迫せられて行ふにあらずして、自ら之を爲さざるべからずと觀念して、進んで之を爲すことを緊要なりとす。中庸曰、或生而知之、或學而知之、或困而知之、及其知之、一也。或安而行之、或利而行之、或勉強而行之、及其成功一也。故に之を知りし以上は、安んじて之を行ふ

を最も可なりとす。

元來道德の目的は、抽象的の空想にあらず、計劃して成功すべき、知つて實際に欲望し得べき活理想なりとす。是各人が社會、國家の需要に應じて、其の能力を發揚し、其の本分を盡さんとするとき、自己の胸中に計劃せる一種活動の意識なり。故に義務は、自己の任意に作成せるものにあらず、國家の爲、自他萬人の爲に規定せられしものなり。

各個人は、現在の國家、社會を離れて、其の能力を發動し、其の欲望を満足せしむること能はず。故に國家、社會の中に居り、其の全體に順應して、我が能力を發揮し、本分を盡さんとする意識は、即ち義務の意識なり。之を以て、義務とは自己が自己に命ずると同時に、國家又は社會の命令にして、吾人は之に依つて實際の活動をなすことを得るものなり。欲望の起るに際し、若し其の人にして未だ道德的品

性の成就せざる間は、此の欲望は社會全體に關係なく、單獨に其の目的を成功することを得べし。換言すれば、其の欲望は孤立の情態なり。此の孤立の欲望に對しては、義務は先づ之を拘束せんことを謀り、漸次之を改良せんことを迫るものなり。其の拘束を受くる間は、義務は脅迫的又は威權的のものなれども、其の拘束は一時的のものにして、進んでは欲望を改良し、之をして一層自由に、又一層適當なるものたらしめ、人生をして其の本分を全からしめんとするものなり。或は曰く、義務に拘束的の性質なくんば義務にあらずと、これ大なる誤りなり。拘束を受けて、不本意ながら奴隸的、恐怖的に或事を行ふは、眞の義務にあらず、拘束を要する間は、吾人の品性未だ全く統一せざるに因るものにして、一方には我が品性即ち良心の命令に従はんとする意識と、一方には單獨に其の目的物を追求せんとする欲望との相衝突して、良心の欲望に勝つ力の無き時の

み。即ち小兒、野蠻人の如き是なり。成人に至りては、義務は全く義務の爲に行ふに至るものなれば、別に拘束を受くるの必要なし。畢竟、義務と云ひ權利と云ふも、多くの場合には、自他の區別より名づけしものにして、普通人の感情には、義務は己が他に對して當然爲すべきことにして、何となく拘束の心持をなし、權利は己が他人に要求すべきものにして、何となく自由の心持をなすものなり。又義務は、一は行爲の目的より論じ、一は徳の方面より論ずることを得べし。古代に在りては主に徳より説き、近代は之を目的より説くこと多し。

徳より分つ者は、人の心性に由りて其の道德の能力即ち行ひ得べき力を擧げて之を義務なりと云ひ、又目的より分つ者は、人と人との關係を分析して、其の關係に由りて行ふべき諸善行を義務とす。智・仁・勇・仁・義・禮・智・信の如きは能力より云ひたるものにして、父子有

親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信と云ふが如きは、人と人との關係上行爲の目的より別ちしものなり。要するに、一は體の方面より論じ、一は用の方面より論ぜしものなり。

第二章 家族間の義務

第一節 總論

同種族を永遠に保續せんとするは、生物全般に於ける自然の大法なり。然れども、此の大法は、動物間に在りては道德に由らず、父母の愛情は通常其の子の成長して獨立の生活を營み得る迄の間にして、各自獨立の生活を營み得るに至れば、親子相別れて親子の關係全く絶ゆるものなり。

人類の家族を作る目的は、固より自然の性情に従ふと雖も、其の間に權利あり、義務あり、即ち道德的關係を有す。是人類の萬物の靈たる所以なり。天に在りては乾坤となり、陰陽となる。故に易に「太極生兩儀」と云ひ、人に在りては夫婦となる。夫婦ありて後に親子あり、親子ありて後兄弟あり。此の夫婦、親子、兄弟等の一團を家族と云ふ。要するに、人に男女の兩性ありて夫婦の關係を生じ、夫婦の關係ありて親子の關係を生ずるものなれば、家族の團樂は、人類の團結中最先たり、根原たるものにして、國家の基礎をなすものなり。

我が國にては、親子の關係を先にし、夫婦の關係を後にすと雖も、西洋にては全く之に反す。其の先後、輕重は我が國體に大なる關係を有するを以て、決して輕卒の判斷を下すべきにあらず。親子と夫婦と何れが重き、親は子を生み之を養ひ之を教へたり、其の關係は斷たんと欲して斷つべからざるものなり。殊に吾が國體は神祖、皇孫より成り、吾々臣民は悉く皇祖、皇宗の遠裔なり。之を天理に訴へ、之を國體に鑑みるも、親子の關係を最先最重とすべきは理の當然と

云ふべし。之に反して、夫婦は元來合意によりて成りしものなれば、又合意によりて分離することを得べし、其の輕重先後、豈親子の關係と同日に論ずべけんや。或は西洋人の夫婦間を重んずるは耶蘇教の個人主義より起りしものにして、新約全書の中に、人は其の兩親を捨て、其の妻に附くべし」と在りしより、習慣をなせしものなりと云ふ者あり。

第二節 親の子に對する義務

第一 親子の關係

小兒は、獨立して生活し、又發達すること能はず故に母は之に營養を與ふ、即ち母體內に於て適當の發達を遂げしめ、生後も母の乳養によりて生活し、母子の間斷たんと欲して斷つべからざる關係を有す、是家族の最先根源なり。然るに、或は説をなすものあり、曰く、此

の關係は汎ねく哺乳動物間に現存するものにして、獨り人類のみ之を有するにはあらざるなきか」と實に然り、動物中にも家族の萌芽あることは確かなる事實なれども、動物の場合に於ては、母を煩はすの時期極めて短く、人類の場合に於ては頗る長し、且人の初めて生るゝや、歩行すること能はず、假令歩行するに至るも、獨立して食物を求め、自ら發達すること能はず。今若し二三歳の幼兒を無人の孤島に捨てんか、此の小兒果して生存し得るや如何、且人の稟性は動物に比すれば遙かに微弱にして不確なり、成長するに及びては、能く己の理性によりて行動し得ると雖も、幼稚の時に於ては、他人の理性を恃まざるべからず。即ち小兒は親の養護を要すると同時に、道德及び知識の發達に關して教師を要する所以なり。小兒は久しき年月間保護を要すること前述の如し、然れども、此の保護は母のみにて果して之を行ふことを得るか、婦人は身體の構

造より論ずるも、自身既に保護を要す、如何んぞ孱弱なる幼児までも十分に之を保護することを得んや。自然の關係より言へば、父にあらざして誰か子を保護する者ぞ、夫にあらざして誰か妻を保護する者ぞ。

第二 親 權

親權とは親たる者が子に對して有する權利にして、家長即ち戸主の權利と異なるものなり。故に親が戸主たると否とに關せず、子は其の親權に服従せざるべからず。從來の慣習によれば、一家の權力は全く戸主に屬し、家族は總べて戸主に服従すべきものとし、親と雖も戸主たるにあらざれば、其の子に對して親權を行ふことを得ざるが如し。然れども、戸主權と親權とは全く別物にして、親權は戸主に屬せずして父母に屬するものなり。是天理人道の然らしむる處、親にあらざして誰か其の子の養育に注意し、又有爲の人物とな

さんことを冀はんや。

父母の權力は、古代にありては、此の親ありて此の子ありとし、其の子は恰も親の私有物の如く思ひ、生殺與奪勝手なりし。然れども、親權は斯くの如く絶對的のものにあらず、故に左に其の制限を擧ぐ。

一、父母は、其の子を殺生するの權なし。
二、父母は、其の子を虐待し、又は之を傷つけ、或は幽閉することを得ず。

三、父母は、其の子の自由を害するの權利なし。

古代に於て、其の子を賣買せしことの不道理なるは勿論なり。然し今日に於ても、其の家計の幾分を助けんが爲、子女との合意によりて労働に服せしむることは、到底禁じ難しと雖も、其の間に自ら制限ある者にして、即ち子女の身體を害せず、教育を怠らざるを以て程度と爲さざるべからず。

第三 親權の應用

一、親權應用の時期

第一期は、子女の智力發達せず、随つて事物を辨別すること能はざる時、第二期は、其の知識は既に發達するも、猶父母の家に在りて其の養を受け、自己の業務を有せざる時、第三期は、獨立して或は一家の主となり、或は他家に嫁きたる時を云ふ。第一期に於ては、父母の意志は子女の意志に代れる時にして、父母の權力は、前述の範圍内に在りては無限なりとす。第三期は其の子既に成年に達し、獨立の意志を有するを以て、親權は唯道德上の勢力即ち助言を以て足れりとす。第二期は最も困難なる時期にして、一方には全權父母の手にありながら、一方には漸々子女の意志に重きを譲り、自己獨立の意志を造らしめつゝあるを以て、父母の斟酌其の當を得ること最も緊要なりとす。

此の三期を通じたる父母の務は愛に在り。其の愛の現はるゝ處、父に在りては嚴となり、母に在りては慈となる。若し盲目の愛に溺るゝときは、却つて子女の惡徳を助長せしむるものなれば、其の愛には道理なかるべからず。蓋し嚴は道理を以て其の子の惡習慣に陥るを防ぎ、善道に向はしめ、慈は柔和を以て其の子の眞情を發達せしむるを要す。故に嚴慈相待つて、始めて子女の發達をして圓滿ならしむることを得べし。

二、父母は子女に對し、特殊の二大義務と一の助言とを要す。

イ 養育

父母が其の子を養育すべきことは言を待たず、故に親たるものは、唯現在の爲のみならず、將來の爲にも憂慮せざるべからず。人事には如何なる不測のことあるも知るべからざれば、子女の將來に關して、相當の準備をなさざるべからず、是勤儉と思慮との

必要なる所以なり。

口 教育

小兒の教育を二種に區別す、教授と訓育と是なり。前者は知識を授くるを目的とし、後者は人物を造るを目的とす。而して此の二者は決して相離るべからず、故に訓育の伴はざる教授は其の効なく、又往々危険なり。

第一、教授は人の才智を増加して、諸般の事物に對して適當の處置をなさしむるに在り。故に父母は、其の子女をして學ばしむるは、之に遺産を傳ふるよりも遙かに確實多産なる資本を與へたるものと云ふべし。第二、教授は人類特有の理性をして發達せしめ、擴大ならしめ、高尚ならしむるものなり。

訓育に於ては、訓戒、權勢、實例、其の他、道德上の注意を要す。恐嚇と溫和と制限と放肆とは、父母の子弟教育に於て配合宜しきを得

ざるべからざるなり。

制限と放肆とは、其の方法の如何によりて、共に多少の危険あるを免がれず。ルーソー曰く、汝の小兒をして不幸ならしむる最良の方法は、其の求むるものを悉く之に與ふるに在り、其の容易に満足せしむると同時に、其の嗜欲を絶えず成長せしむべければなり。而して其の欲望の窮りなきは、遂に汝をして之を拒まざるを得ざらしめん。此の不意の拒絶は、非常の苦痛を彼に與ふべし。彼始めは汝の手に持てる杖を求めん、次に汝の時計を求めん、次に空中の鳥、天上の星を求めん、即ち其の目に觸るゝ所のもの之を求めざることもなからん、然らば汝は神にあらざるよりは、何を以てか之を満足せしむることを得んや」と。

以上は、主として教育の第一期に關することにして、第二期に於ては、兒童の成長するに隨ひ、自己の責任漸次父母の責任に代り、

第三期に至りては、父母は其の子に對して親愛と助言とを與ふるを以て足れりとす。嚮には、父母は其の子の生育に對して責任を有せしかども、終りに至りては全く之に反し、子女は、其の親の幸福と安全とに對して責任を帯びざるべからず。換言すれば、父母は唯助言するのみにして、子女より孝養を盡すべき時代となるなり。

助言は子女に取りては極めて必要なりとす。其の子を知ること親に如かずとは、古人の格言なり。最も能く己の性質を知れる父母の助言、諫言を受くる程、本人の身に取りて利益あるものなればなり。

此の三期中、眞に困難なるは、少年者が幼時の夢中より醒起して、自ら意志を知覺し、經驗もなく、場合も知らず、釣合も考へず、又制限せらるゝ所なく、此の意志を實行せんと欲する時期なり。此の

時に當りては、父母は鞏固なる意見を持し、媚びず、枉げず、嚴正に訓戒を加へざるべからず。

更に一言すべきことは、古は世の父母たるものが、子女の成長せし後は、隱居と稱して何事も爲す事なく、子女の孝養に一任して世を送らんとせしこと是なり。尙甚だしきに至りては、子女を以て一の財産の如く心得、子女を教育するは老後彼等の孝養を受けんが爲にして、子女の爲に費す學資は、彼等をして成長の後數倍にして報復せしめんことを期すること是なり。斯くの如きは、子女の教育と金錢の貯蓄と、何の選ぶ處あらんや、誤れるの甚だしきものと云はざるべからず。抑、子女の教育は、人類の本分として、其の備ふる處の能力を發揮せしめんが爲に施すものにして、全く父母の義務たるものなり。されば親たるものは、常に獨立自營の精神を以て、自ら老後の準備をなし置き、老衰の境遇に至る

とも、子女の俸養を待つて生活するが如き卑劣の考を起さざらんことを期せざるべからず。

第三節 子の親に對する義務

孝は從順と俸養とを主とす。然れども、孝に關しては、孝經並に論語等に詳かなれば、茲には只其の大要を擧ぐるのみ。

孔子曰、孝子之事親、居則致其敬、養則致其樂、病則致其憂、喪則致其哀、祭則致其嚴、五者備矣、然後能事親。

孟子曰、世俗所謂不孝者五、惰其四股、不顧父母之養、一不孝也、博奕好飲酒、不顧父母之養、二不孝也、好貨財、私妻子、不顧父母之養、三不孝也、縱耳目之慾、以爲父母戮、四不孝也、好勇鬪狠、以危父母、五不孝也。

詩曰、哀々父母生我、劬勞哀々父母生我、勞瘁、父兮生我、母兮鞠我、拊我畜我、長我育我、顧我復我、出入腹我、欲報之德、昊天罔極。

我が邦に於ては、孝は百行の本と云ひて、親子の關係を以て、君臣の關係も、朋友の關係も、治國平天下の理をも説けり。是則ち家族的教育の主義にして、西洋の個人的教育主義とは大いに其の趣を殊にせる所以なり。

第一 從順

フイヒテ曰く、子の唯一の義務は從順に在り、從順は諸徳の基礎なりと。實に兒童の道德を養成することを得るは唯從順に在り、此の從順によりて、未だ知らざる道德を學習して、其の品性を形成し得るものなり。

從順の義務は如何なる範圍にまで及ぶべきか、又如何なる時期まで繼續すべきか、即ち範圍と時期とに就き大いに研究を要す。第一の疑問は、親の位置よりも子の位置よりも、共に發せらるべきものなるかといふに、子の位置よりは決して發すべきものにあらず、何

となれば、子は既に従順の義務あり、従順の義務は親の命に背かざるに在ればなり。故に子の位置に在りては、親の命唯之に従ふに在り。然らば其の範圍と時期とは、親の位置より定むべきものなりといはざるべからず。

然れども、説をなすものあり、曰く、子は唯道理ある時のみ父母に従ふの義務あり」と。是大なる誤りにして、自家撞着の説と云はざるべからず。何となれば、此の説に従へば、道理と不道理との判断は子の爲す所たらざるべからざれども、此の判断は決して子の爲すべきものにあらずして、嚴父慈母の爲すべきものなると、且従順の義務は道理と不道理との間に存するものにあらずして、父母の要求する従順の合理なりや否やは、父母其の良心に對して責任を有し、子は決して其の判断に與ることを得ざるものなればなり。又此の説の如くんば、父母に従順なるにあらずして道理に従順なるなり。果

して然らば、親子の關係それ何處にか在る。

去り乍ら、父母の命令眞に道理に違ひて不正不義のことならば、子は之を諫争するを要す。若し之をも従はざるべからずとせば、是父母をして不義の人たらしめ、無道の人たらしむるものなり。子として、知りつゝ、父母を不義無道に陥らしむるは、豈孝子の忍ぶ處ならんや。時に或は子の爲には孝子の名を得んも、結局父母の悪名を成すことなれば、眞の孝と云ふべからず。故に此の場合に於ては諫争せざるべからず。然し世の父母たる者、或は子の爲に其の過を諫められるを不快に感ずることなきにしもあらざれば、容貌辭氣を柔かにせんことに注意すべし。又父母若し諫を容れずとも、決して怨色を現はすべからず。父母よく諫を容るゝも、得意の氣色、傲慢の風をなすべからず。唯益容貌辭氣を慎みて父母を尊ぶべし。司馬溫公曰、凡子受父母之命、必籍記而佩之、時省而速行之、事畢則返命焉、或所

命有不可行者則和色柔聲具是非利害而白之待父母之許然後改之若不許苟於事無大害者亦當曲從若以父母之命爲非而直行己志雖所執皆是猶爲不順之子況未必是乎。

内則曰父母有過下氣怡色柔聲以諫諫若不入起敬起孝說則復諫不說與其得罪於鄉黨州閭寧孰諫父母怒不說而撻之流血不敢疾怨起敬起孝。

荀子曰孝子所以不從命有三從命則親危不從命則親安孝子不從命乃衷從命則親辱不從命則親榮孝子不從命乃義從命則禽獸不從命則脩飾孝子不從命乃敬故可以從而不從是不子也未可以從而從是不衷也明於從不從之義而能致恭敬忠信端慤以慎行之則可謂大孝矣。

從順の繼續に就いて之を定むる權は親に存して子に存せず即ち其の時期に達したりや否やの判斷は之を訓育する父母の意に一

任すべきものにして教授訓育を受けつゝある子女の與かる所にあらず然れども子女の方よりも之を窺知し得べき場合なきにあらず。

一、父母自ら其の教育の目的の既に達したることを公言して子女をして自己の意志と判斷とに隨ひ何事も自由に行爲せしむる場合。

二、一種の結果が其の目的の既に達せられたることを告ぐるに足る場合例へば國家が或官職を與へしときの如し。

三、父母其の子女を教育せんと欲するも之を爲し能はざる場合例へば子女の婚姻後の如き是なり。

四、國家の法律に於て一個人たる資格を定めたる場合例へば法人となれる時の如き是なり。

斯くの如く從順の繼續は智徳の進むに隨ひて漸次緩むと雖も親